

セノ部

カボタジウ

Cabotage.

近海運漕

〔本義〕出處未タ詳ナラス一説ニ「カボタジウ」ハ伊太利ノ「カ  
 ポ」西班牙ノ「カボ」ヨリ出ツト「カボ」「カポ」ハ共ニ  
 「岬」ナリ「カボタジウ」ハ「岬」ヨリ「岬」ノ間ヲ航スルノ意ナリト  
 〔釋解〕海岸ニ沿ヒテ爲ス船運送ノ渡世チイフ○リトレ  
 海岸ニ沿ヒテ岬ヨリ岬ニ又ハ港ヨリ港ニ運漕航行ス  
 ルヲチイフ是レ「グランド、ナウイガシオン、オー、ドラ、デ、メ  
 ル」(「グランド」ハ「大」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ナウイガシオン」ハ「航海」  
 ナリ「オー」「ハ」於「ナリ」「ドラ」ハ「外」ノ義「デ」ハ「ノ」ナリ「メル」ハ「海」  
 ナリ外洋大航海チイフニ對スル語ナリ

Petit cabotage.

プチ、カボタ、ジウ

近海小運漕

〔本義〕「プチ」ハ「小」ナリ

〔釋解〕近接シタル港ト港トノ間ニ爲ス船運漕渡世チイ  
フ

〔參照〕(商)二二九、

グラン、カボタ、ジウ

Grand cabotage.

近海大運漕

〔本義〕「グラン」ハ「大」ナリ

〔釋解〕遠隔ノ港ト港トノ間ニ爲ス船運漕ノ渡世チイフ

カヂウシテ、デ、レ

Caducité des legs.

遺囑ノ消滅

二

Caducité des donations.

カヂウシテ、デ、ドナシオン

遺囑ノ消滅

Caducité des donations.

カヂウシテ、デ、ドナシオン  
贈與ノ消滅

〔本義〕「カヂウシテ」ハ「カヂウク」トイフ形容詞ノ變シタル名詞  
 ニシテ「カヂウク」ハ羅甸ノ「カデレ」ヨリ出ツ「カデレ」ハ「落ル」  
 ノ義「カヂウシテ」ハ「零落」ナリ「デ」ハ「レ」ハ「遺囑物」ナリ  
 (エルノ部七)「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ(デノ部六二)  
 〔釋解〕「カヂウシテ、デ、レ」ハ遺囑ヲ受ケタル者其受クヘキ利  
 益ヲ得ル能ハサルコトヲイフ「カヂウシテ、デ、ドナシオン」ハ  
 贈與ヲ受タル者其受クヘキ利益ヲ得ル能ハサルコトヲ  
 イフ○バシッレ法律語ニテハ通常適正ナル贈與遺囑ノ  
 或ル偶然ノ事ヨリ其效ヲ失フニ至リタルヲイフ婚姻  
 ヲ爲スノ目的ニテ爲シタル贈與ハ其婚姻ノ成立サル

時ニハ消滅シ又遺囑ハ贈與ノ高其處置スルヲ得ヘキ  
 分量ヲ過キ或ハ分量ニ等シキ時ハ消滅ス(民法千三十  
 九條)又遺囑ヲ受クヘキ者遺囑者ニ先チテ死去スルキ  
 ハ其遺囑ハ消滅シテ其相續人ニ移ルコトナシ但シ遺囑  
 中ニ認定シタル負債アルキハ格別ナリ又遺囑ヲ受ル  
 者ノ身ニ遺囑ヲナサスシテ例ヘハ教育所支配人ノ如  
 キ其支配人トイフ身分ニ就テ之ヲ爲スキハ消滅スル  
 コトナシ又未必條件ニテ爲シタル一切ノ遺囑ハ其條件  
 ノ成就スル前ニ遺囑ヲ受ル者死去スルキハ消滅シ又  
 遺囑物遺囑者ノ存命中ニ失亡シタルトキ即チ其物ノ  
 形體及ヒ用方ノ全ク變シタルキハ消滅スヘシ但シ遺  
 囑物ノ一部分ノ改リタルキハ別段ナリトス又遺囑ヲ

受ル者其遺囑ヲ拒謝シ又ハ其不能力者タルキハ消滅

囑物ノ一部分ノ改リタルキハ別段ナリトス又遺囑ヲ

受ル者其遺囑ヲ拒謝シ又ハ其不能力者タルキハ消滅  
スヘシ

〔参照〕(民)九二五、九八七、一〇三九以下、一〇八八、

カイエ、デ、シアルジウ

三 Cahier des charges.

### 仕様帳

〔本義〕「カイエ」ハ「數多ノ紙ヲ一綴ニ爲シタルモノ」即チ「帳  
面」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「シアル」ハ「負擔」ナリ

〔釋解〕公ケノ競賣ヲ爲スヘキ動産不動産ニ付キ一切ノ

「コンヂシオン」(條件ナリ本部六三)ヲ記載シタル明細書

ナリ○「バシッレ」賣却又ハ公ケノ競賣ノ箇條ト其買主ノ

從フヘキ義務トヲ記シタル書付ナリ而シテ其書付ハ通

例帳面ノ體裁ニテ造ルモノナリ行政上ノ「ア」ジッデガシ

オン(競賣ナリアノ部三四)ニ付テハ行政官自ラ「カイエ、  
 デ、シャルシツ」ヲ記載シテ之ヲ公ケノ場所ニ置キ以テ衆人  
 ナシテ知ルヲ得セシム「カイエ、デ、シャルシツ」ハ公債ヲ募リ、  
 鐵道ヲ造リ、公ケノ工業ヲ起ス「アジツギカシオン」ニハ  
 常ニ之ヲ用井ル

〔参照〕不動産拿住ニ用井ル仕様帳ハ(訴)六九〇ヨリ七〇  
 二迄、七一三、七一九、年金拿住ニ用井ル仕様帳ハ(訴)六四  
 三、六四四、丁年者ノ不動産賣却ニ用井ル仕様帳ハ(訴)九  
 七二、九七三、幼年者ノ不動産賣却ニ用井ル仕様帳ハ(訴)  
 九五七、九五八、

カロムニ

Calomnie.

誣罔

四

〔本義〕羅甸ノ「カロム」ニア「ヨリ」出テ佛蘭西ノ古語「カラ

〔本義〕羅甸ノ「カロムニア」ヨリ出テ佛蘭西ノ古語「カラ  
シツ」又ハ「シアランシツ」ニ轉ス「カラランシツ」「シアランシツ」ハ共ニ「人チ  
罵ル「又ハ挑ミ激スル」ノ義

〔釋解〕他人ノ面目ヲ害スルノ意アリテ爲ス虚言ナリ○  
バシツレ 他人ノ品行又ハ名譽ヲ害スル虚偽ノ申立ナリ

〔參照〕誣罔ノ求刑ハ(民)七二七、誣罔ノ告發ハ(刑)三七三、

カントヌマン 干東奴蠻ナ 迭菴デ 愈嚙直菴ユザヂツ 嗜唼コアンザヤツ

五

Cantonnement des usages.

森林使用權ノ變換

〔本義〕「カントンヌマン」ハ「カントン子」トイフ働詞ノ變シ  
タル名詞ニシテ「カントン子」ハ「陣營ヲ設ケ場所ヲ區分  
シテ軍兵ヲ配置スル」ナリ今「カントンヌマン」ハ「土地  
ヲ分配スル」ノ意ニ用ユ「デ」ハ「ノ」ナリ「ユザヂツ」ハ「使用」ナリ

〔釋解〕森林使用ノ權ヲ有スル人ニ森林ノ一部ノ所有權  
 ヲ與ヘ其使用者タルノ名義ヲ變換セシムル所爲ヲイ  
 フ使用權ハ惟森林ノ上面ニ在ルモノナレトモ「カント  
 ヌマ」ノ「カント」ヌマ、デ、ユザヂツ「チ」單ニ「カ  
 ント」ヌマ  
 「トモイフ」ニ依テ全キ所有權ト變ス今「カ  
 ント」ヌマ  
 「ハ」森林ノ所有者ニ非サレハ之ヲ請願スルヲ得ス  
 〔參照〕官有ノ森林使用權ノ變換ハ〔森〕六三、六四、六五、邑及  
 ヒ公舎所有ノ森林使用權ノ變換ハ〔森〕一一、一一、一一、二、平  
 人所有ノ森林使用權變換ハ〔森〕一一八、一二〇、一二一、

カパシテ

能力

六  
Capacité.

〔本義〕羅甸ノ「カペレ」ヨリ出ツ「カペレ」ハ「舍ム」又「保ツ」ノ義

ニシテ「空シカラサル」ノ意「カパシテ」ハ「缺ケ目無キ」ノ意



〔本義〕羅甸ノ「カペレ」ヨリ出ツ「カペレ」ハ「含ム」又「保ツ」ノ義

ニシテ「空シカラサル」ノ意「カパシテ」ハ「缺ケ目無キ」ノ意  
ナリ今形容ノ意ニテ「能力」トス

〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル人ノ有様ヲイフ ○リトレ  
法律上ニテ事ヲ爲シ得ヘキ力ヲイフ

ハルチ、カパブル

Partie capable.

### 能力者

〔本義〕「パルチ」ハ「本人」ノ義（ペノ部一四）「カパブル」ハ「カパシ  
テ」ヨリ出テタル形容詞ニシテ「能力アル」ノ義

〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル「カパシテ」ヲ有スル人ヲイ  
フ

〔参照〕贈遺々囑ノ如キ無報ノ事柄ニ付テノ能力ハ（民）九  
〇一以下、一般ノ契約及ヒ要報ノ契約ニ付テノ能力ハ

(民)一一〇八、一一二三以下、賣約ニ付テノ能力ハ(民)一五  
 九四以下、請人ニ付テノ能力ハ(民)二〇一八、付托ニ付テ  
 ノ能力ハ(民)一九二五、義務更改ニ付テノ能力ハ(民)一二  
 七二、實物提供ニ付テノ能力ハ(民)一二五八、辨濟ニ付テ  
 ノ能力ハ(民)一二三八、會社ニ付テノ能力ハ(民)一八四〇、  
 登記ニ付テノ能力ハ(民)四六七、四七二、二〇四五、

カピタル

元金

七  
Capital.

[本義]羅甸ノ「カピット」ヨリ出ツ「カピット」ハ「頭首」又「主」タルモ  
 ノノ義ナリ

[釋解]總テ利息ヲ生スヘキ金高キイフ又利息變シテ元  
 金トナリ更ニ利息ヲ生スルヲアリ(ア)ノ部六二、アナト

シスム參看

金トナリ更ニ利息ヲ生スルコトアリ(アノ部六二、アナト

シスム參看)

[參照]數箇ノ義務中一ノ辨濟ニ付テノ元金ハ(民)一二五四書入登記ニ付テノ元金ハ(民)二一五一、嫁資分括ノ法ニ依テ嫁シタル婦ニ付テノ元金ハ(民)一二五九、自治或ハ治産ノ禁ヲ受ケタル者ニ付テノ元金ハ(民)四九九、幼年者ニ付テノ元金ハ(民)四八二、浪費者ニ付テノ元金ハ(民)五一三、年金ノ元金ハ(民)一九〇九、一九一三、返還ハ(民)一三七八、

Crime capitale.

クリム、カピタル

大辟

ペヌ、カピタル

Peine capitale.

極刑

〔本義〕「クリム」ハ「重罪」ナリ（本部一〇〇）「カピタル」ハ「頭首」ノ義ヨリ出テ「生命」ニ關スルノ義ニ用ユ「ペヌ」ハ「刑」ナリ（ペノ部二一）

〔釋解〕刑法ニ於テ「カピタル」ヲ形容詞トシテ用ヰル「アリ即チ「クリム、カピタル」トイフカ如キ是ナリ「クリム、カピタル」ハ死刑即チ「ペヌ、カピタル」ニ處スヘキ重罪ナリ  
カプタシオン

八

Capitation.

詐術

〔本義〕羅甸ノ「カプタレ」ヨリ出ツ「カプタレ」ハ「巧詐」ヲ以テ物ヲ取ントスルノ義ナリ

〔釋解〕他人ノ信用ニ徂レテ其財産ノ一部ヲ奪掠セントスルノ意ヲ以テ爲ス手立チイフ此語ハ「フロード」(詭欺

ナリエフノ部二六)或ハ「ドル」(詐欺ナリデノ部五七)ト同

スルノ意ヲ以テ爲ス手立チイフ此語ハ「フロロド」(詭欺

ナリエフノ部二六)或ハ「ドル」(詐欺ナリデノ部五七)ト同  
義ニ用井ル「アリ」○リトレ諂媚詭計ヲ以テ人ヲ欺ク  
「ナリ」○ダロ「ズ」フロ「ド」ヲ以テ遺囑人ヲ取入レテ  
物ヲ與ヘシムル所爲チイフ○ノエル他人ヲ籠絡スル  
仕方ニテ其人ノ意志ヲ奪フ「ナリ」

カルカン

九 Carcan.

晒鎖

〔本義〕出處未ダ詳ナラス亞耳曼ニ「ケルカ」トイフ古語アリ「ス」カ「ン」ヂ「ナ」ウ「ク」ニ「ケ」ベルク「ト」イフ古語アリ共ニ「首」  
又ハ「咽喉」チイフ蓋シ「カルカン」ハ此二語中ヨリ來リシ  
モノナラン

〔釋解〕晒ノ刑ニ罰セラレタル罪人ヲ晒ス時其人ヲ柱ニ

縛スル鐵鎖ヲイフ現今此刑ハ廢セラレタリ

葛<sup>カラン</sup>鑾<sup>ズ</sup>司<sup>ズ</sup> 乾<sup>カン</sup>

10 Carence.

無財

〔本義〕羅甸ノ「カレレ」ヨリ出ツ「カレレ」ハ「缺ケル」ノ義

〔釋解〕欠缺ナリ

プロセ、ウエルバル、ド、カランス

Procès verbal de carence.

無財ノ調書

〔本義〕「プロセ、ウエルバル」ハ「調書」ナリ（ペノ部五九）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「エソウアンテール」(目錄ナリイノ部二八)ヲ造ルヘキ場合ニ在テ記載スヘキモノ無キヲ以テ法律ニ循フ能ハサルヲ調ヘ之ヲ慥ニスル書付ヲイフ故ニ法律ニ

於テ目錄ヲ要スル場合ニ在テ其目錄ヲ造ル能ハサル

ハサルヲチ調へ之ヲ慥ニスル書付チイフ故ニ法律ニ

於テ目錄ヲ要スル場合ニ在テ其目錄ヲ造ル能ハサル  
トキハ「プロセ、ウエルバル、ド、カランス」ヲ造ル○リトレ人  
死シテ一モ遺ス所ノ財産ナキト或ハ負債主ニシテ一  
ノ財産モ無キトチ調へタル調書ヲモイフ  
〔参照〕無財ノ調書ハ〔訴〕九二四、

11  
Cas.

カ  
ー  
場  
合

〔本義〕羅甸ノ「カジツス」ヨリ出ツ「カジツス」ハ「カデレ」ヨリ出ツ  
「カデレ」ハ本ト「落ル」ノ義今「カジツス」ハ「落チ來ル」ノ義ニ取  
リ「場合」又ハ「事情」ノ意ニ慣用ス  
〔釋解〕不意ノ事ナリ出合ヒ事ナリ○リトレ既ニ至リシ  
事又至ルヘキ事ニシテ即チ出合ヒ事、其景況、事柄、事例

セノ部

二〇七

等ヲ指示ス語ナリ

カー、ド、フォルス、マヂウール

Cas de force majeure.

匡抗カノ場合

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フォルス」ハ「カ」ナリ「マヂウール」ハ「最大」ナリ

〔「フォルス、マヂウール」ハエフノ部一五〕

〔釋解〕人カノ止メ支フ可ラサル場合チイフ

〔參照〕(民)一一四八、一三四八、一七三一、一七三三、一七五五、  
一七八四、一九三四、一九五四、(商)二三〇、二七七、

カー、フォルチウイ

Cas fortuits.

意外乃場合

〔本義〕「フォルチウイ」ハ意外ノ意ナリ(エフノ部二一)

〔釋解〕全ク意外ノ出來事チイフ

ワ

〔參照〕(民)六〇七、八五五、一一四八、一三〇二、一三四八、一三



〔釋解〕全ク意外ノ出來事ヲイフ

〔參照〕(民)六〇七、八五五、一一四八、一三〇二、一三四八、一三七九、一六四七、一七二二、一七六九、一七七二、一七八四、一八〇七、一八二五、一八八一、

カー、エンプレウウ

Cas imprévis.

不虞乃場合

〔本義〕「エンプレウウ」ハ「先見セサル」ノ義

〔釋解〕リトレ思慮ノ外ニ生シタル場合ヲイフ

〔參照〕(民)一三四八ノ四項、

カー、ユルシアン

Cas urgents.

急遽乃場合

〔本義〕「ユルシアン」ハ「急迫」ナリ

〔釋解〕「按」事切迫ニシテ猶豫スヘカラサル場合ヲイフ以

上ノ二語ヲ總稱シテ「コンギシオン」(本部六三)及ヒ「エウエ  
ヌマン、カシリエル」トイフ

〔参照〕(訴)八〇六、一〇四〇、

カサシオン

111  
Cassation.

### 破毀

〔本義〕「カセ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシテ「カセ」ハ羅  
甸ノ「コアザレ」ヨリ出ツ「コアザレ」ハ「動搖スル」ノ義今「カ  
セ」ハ「一ツノ物ヲ打碎シテ數片ニナス」ノ義ニ用ユ又法  
律語ニテハ「取り消ス」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕ダローズ「カサシオン」ハ確定シテ終審ナル裁判ニ  
對シ其裁判ノ法ニ違フヲ以テ之ヲ取消サンヲ願フ  
非常ナル最結末ノ一ノ方法ナリ○リトレ「カサシオン」

ハ裁判其他訴訟手續等ノ法律ニ適セサル者ヲ毀チテ

非常ナル最結末ノ一ノ方法ナリ○リトレ「カサシオン」

ハ裁判其他訴訟手續等ノ法律ニ適セサル者ヲ毀テ  
其效ナシトスル裁判上ノ所爲チイフ

クール、ド、カサシオン

Cours de cassation.

破毀院大審院

〔本義〕「クール」ハ「王審院」ナリ（本部九五參看）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕國中最上ノ裁判所ナリ此裁判所ハ上等下等諸裁  
判所ノ終審ニテ爲シタル裁判ノ法律ニ背キ又ハ法式  
ニ適セサルモノヲ破毀スルノ權ヲ有ス

〔參照〕仲裁ハ（訴）一〇二八、裁判ノ矛盾ハ（訴）五〇四、詐偽吟  
味ハ（訴）二四一、五一五、裁判管轄違ノ訴ハ（訴）三六三、刑事  
管轄違警罪ハ（治）一七七、輕罪ハ（治）二一六、重罪ハ（治）二二  
〇、二九六、二六二、三七三、上告ノ法式及ヒ其效力ハ（治）四

○七、抗傳ハ(治)四七三、裁判官ヲ訴フルコトハ(治)四八一、四八二、四八六、異同ヲ檢證スルコトハ(治)五二〇以下、管轄違ノ訴ハ(治)五二六再審ハ(治)四四三以下、

カストラシオン

Castration.

毀敗陰部

〔本義〕羅甸ノ「カストラレ」ヨリ出ツ「カストラレ」ハ「辜丸又ハ卵巢ヲ斷テ去ル」コトヲイフ

〔釋解〕陰部ヲ毀敗シ以テ陰部ノ力ヲ除却スルヲ目的トスルノ重罪ナリ

〔參照〕(刑)三一六宥恕ハ(刑)三二五、三二六、

ユーズ

原因

Cause.

訴件

〔本義〕羅甸ノ「コーザ」ヨリ出ツ「コーザ」ハ「事物」ナリ凡ソ事物ニハ必ス原因アルヘシ由テ直チニ其「原因」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕事ノ理由チイフ「コーズ」無キノ義務及ヒ「コーズ」アリト雖モ法律ニ禁シタル「コーズ」アル義務ハ其效ナシ此語ヲ諍訟ノ事件ト同意味ニ用井ル「アリテ其場合」ニハ「エンス」タンス「イ」ノ部一九ト同義ナリ○リトレ事又ハ物ヲ爲サシメ又ハ有ラシムル所以ノ理チイフ法律語ニテハ契約人雙方ノ企望スル有形又ハ無形ノ利益チイフ故ニ有報ノ契約ニ在リテハ義務ニ應報スル物チイヒ「按」賣買ノ契約ノ「コーズ」ハ一方ハ所有ヲ得ル

ニ在リ他ノ一方ハ代價ヲ得ルニ在ルカ如キチイフ無  
報ノ契約ニ在リテハ恩惠チイフ

〔参照〕契約適正ニ必要ナル原因ハ(民)一一〇八、原由ニ具  
備ス可キ性質ハ(民)一一三一、一一三三、治安裁判所ノ訴  
件ハ(訴)一三、一四、證人吟味ノ調書ヲ作ル訴件ハ(訴)三九、  
檢察官ニ通知ス可キ訴件ハ(訴)八三、一一二、書面ニテ吟  
味スル訴件ハ(訴)九五、初告裁判所ニテ訴件ヲ裁判スル  
方法ハ(訴)一一六、

ユーズ、プレシパル

### 主タル訴件

Cause principale.

〔本義〕「プレシパル」ハ「主ナル」ノ義

〔釋解〕「按」訴訟ノ第一眼目トナル事件チイフ貸借契約ノ

訴訟ニ在リテハ其貸借ノ事件チイフ

〔釋解〕「按」訴訟ノ第一眼目トナル事件ヲイフ貸借契約ノ

訴訟ニ在リテハ其貸借ノ事件ヲイフ

コーズ、エンスィダント

Cause incidente.

### 附帶事件

〔本義〕「エンスィダント」ハ「附帶」ノ義（イノ部九）

〔釋解〕「按」訴訟ノ大眼目ニ非スシテ主タル事件ニ附帶シタル事件ヲイフ貸借ノ訴訟ニ在リテハ其貸借ニ關スル保證人ニ就キタル事件ノ如キヲイフ又之ヲ「ドマンド、エンスィダント」トイフ

〔參照〕（訴）三三七、三三八、

コーズ、ド、アペル

Cause d' appel.

### 控訴事件

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アペル」ハ「控訴」ナリ（口音）「コーズ、ダペル」

〔釋解〕按〔控訴〕シタル訴件チイフ

〔參照〕〔訴〕四六四、四六九、

Cause d' intervention.

插入訴件

コーズ、ド、エンテルウァンシオン

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エン」テルウァンシオン「ハ」間入「ノ」義（イノ部二五）（口音）「コーズ、デ」ンテルウァンシオン

〔釋解〕按〔甲乙〕訴訟ヲ爲シタランニ其訴訟ニ入リ來リタル丙者ノ訴件チイフ

〔參照〕插入訴件ハ〔訴〕三三九、三四〇、三四一、

コーシオンヌマン

保證

Cautionnement.

〔本義〕「コーシオン」ヨリ出ツ「コーシオン」ハ羅甸ノ「コート

ム」ヨリ出ツ「コート」ム」ハ「看守」ノ義ニテ「自ラ任シテ請合



〔本義〕「コーシオン」ヨリ出ツ「コーシオン」ハ羅甸ノ「コート

ム」ヨリ出ツ「コートム」ハ「看守」ノ義ニテ「自ラ任シテ請合  
フ」ノ意ナリ「コーシオン」ハ「他人ノ爲メ負フ所ノ義務」ナ  
リ此意ヨリシテ「此義務ヲ負フ所ノ人」ヲモ「コーシオン」  
トイフ「コーシオンヌマン」ハ「保證スルノ所爲」ノ義ナリ  
○ムーロン「コーシオンヌマン」ハ羅甸ノ「コーシオン」ヨリ  
出デシモノニテ「コーシオン」ハ其本然ノ意味ニテハ「シッ  
ルテ」(確實ノ意)ト同義ナリ故ニ特權書入及ヒ質入モ皆  
「コーシオンヌマン」中ノモノナリ然レ民法ニテハ特別  
ナル「シッルテ」即チ義務者ノ辨濟セサル時其爲メニ辨濟  
セシ「フ」チ外人ノ負フタル義務ヨリ生スルモノニ限リ  
テ此語ヲ用ユ

〔釋解〕負債主期限ニ至リ義務ヲ行ハサルキハ其負債主

ニ代テ債主ニ對シ保證人ヨリ義務ヲ執行スヘシト約シタル契約ノ名ナリ

〔参照〕(民)二〇一一、ヨリ二〇三九マテ、

コーシオン

Caution.

保證人

保證

〔本義〕上ニ見ユ

〔釋解〕負債主其義務ヲ行ハサルキ之ニ代リ義務ヲ執行スル人ヲイフ○ダローズ此語時トシテ「コーシオン」又「マント」同様ニ用ヰテ保證ノ義トナス「アリ」○リトレ「コーシオン」ハ他人ノ爲メニ受合ヲ爲シ又ハ義務ヲ負フ所ノ人ナリ若シ他ノ人辨濟セサルキカ又ハ他ノ人

出頭ヲ要求セラルト雖モ出頭セサルキ己レ其人ニ代

フ所ノ人ナリ若シ他ノ人辨濟セサルキカ又ハ他ノ人

出頭ヲ要求セラルト雖モ出頭セサルキ己レ其人ニ代  
テ義務ヲ負フキハ「コーシオン」ノ語ヲ用ユ「ガラン」ハ其  
意味最モ廣シ獨リ金錢ヲ辨濟スルヲノミナラス其他  
總ヘテノ義務ノ種類ニ就テ「ガラン」ノ語ヲ用ユ例ヘハ  
或ル人ハ或ル人ノ權利ノ「ガラン」ト爲リ又政府ハ條約  
ノ「ガラン」ト爲ルト云フカ如キ是レナリ茲ニ注意スヘ  
キハ「コーシオン」ハ人ニ就テノミ用ユレモ「ガラン」ハ物  
ニ就テモ亦之ヲ用ユ○「按」「ガラン」チ「ゼ」ノ部二六モ亦保  
證ノ義ニシ「ガラン」ハ保證人ノ義ナリ其「コーシオン」又  
マ「ソ」ト「コーシオン」トノ區別ハ上文ニ據テ之ヲ見ルヘシ  
〔參照〕第一民事ニ於テ保證ノ性質定限ハ（民）二〇一一以下、  
保證人ヲ承諾スルヲハ（訴）五一七以下、九九二以下、一〇

三五、失踪ノ時ノ保證ハ(民)一二〇、一二三、一二九、賃貸ハ  
 (民)一七四〇、人權委附ハ(民)一六九二、義務抵填ハ(民)一二  
 九四、計算ハ(訴)五四二、權利義務ノ混同ハ(民)一三〇一、負  
 債局ニ附托スルヲハ(民)一二六一、民事拘留ハ(民)二〇六  
 〇ノ六項、二〇六八、損害賠償ハ(民)一一五三、嫁資ハ(民)一  
 五五〇、外國人ハ(民)一六、裁判假執行ハ(訴)一三五、欠席裁  
 判假執行ハ(訴)一五五、治安裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)一  
 七、商法裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)四一七、四三九ヨリ四  
 四一迄、婚姻シタル婦ハ(民)一四三一、一五一八、目錄相續  
 人ハ(民)八〇七、書入ハ(民)二一八五ノ五項、義務更改ハ(民)  
 一二八一、辨濟ハ(民)一二三六、一二八八、時効ハ(民)二二五  
 〇、特權ハ(民)二一〇二ノ七項、權利者ノ意ヲ以テ其義務

ヲ釋シトハ(民)一二八七、訴訟審判ノ誓ハ(民)一三六五、連

○、特權ハ(民)二一〇二ノ七項、權利者ノ意ヲ以テ其義務

ヲ釋シコトハ(民)一二八七、訴訟審判ノ誓ハ(民)一三六五、連  
帶ノ義務ハ(民)一二一六、義務者ニ代テ義務ヲ盡シタル  
人其義務者ノ權ニ代ルコトハ(民)一二五二、相續ハ(民)七七  
一、七七三、再糶賣ハ(訴)八三二、八三三、使用及ヒ借家ハ(民)  
六二六、收實權ハ(民)六〇一ヨリ六〇四迄、賣約ハ(民)一六  
一三、一六五三、第二商事ニ於テ保證ハ(商)三四六、三八四、  
分散ハ(商)五四二ヨリ五四五迄、爲替(領承ナキ時ニ付)(商)  
一二〇、爲替手形遺失ハ(商)一五一、一五二、一五五、航海ハ  
(商)二三一、第三刑事ニ於テハ保釋及保證ハ(治)一一三ヨ  
リ一一六迄、二三九、

Cautionnement conventionnel.

コーションヌマン、コンウァンシオ子ル  
合意上保證

〔本義〕「コンウァンシオネルレハ合意」ノ義ナリ（本部九〇「コンウァンシオン」參看）

〔釋解〕ダローズ結約人ノ契約ノミニニテ設ケタル保證チイフ

〔參照〕（民）二〇二以下、

*Cautionnement légal.*

コーションヌマン、レガル  
法律上保證

〔本義〕「レガル」ハ「法律上」ノ義ナリ

〔釋解〕ダローズ法律コテ特別コ或ル人ニ命スル保證チイフ收實權チ有スル者、再競賣チ爲ス權利者又ハ或ル官吏等チシテ立テシムル保證ナリ

〔參照〕（民）二〇四〇以下、

*Cautionnement judiciaire.*

コーションヌマン、ジウヂシエ

〔参照〕(民)二〇四〇以下、

Cautionnement judiciaire.

ユーシオンヌマン、ジウヂシエル

裁判上<sup>ラ</sup>保證

〔本義〕「シッヂシエル」ハ「裁判上」ノ義ナリ(ジノ部一〇「シッリヂ  
クシオン」參看)

〔釋解〕ダローズ裁判官ヨリ裁判ヲ以テ申渡シタル保證  
チイフ

〔参照〕(民)二〇四〇以下、

セヂッル

書類

手形

呼出狀

〔本義〕此語ハ昔時ハ「ビイユ」(手形ナリベノ部二二二「アクト」

(書付ナリアノ部二八)ト同義ニ用井今モ民法第二千二百七十四條ニハ「アクト、プリウエ」(私書ナリアノ部二八)ト同義ニ用井ルト雖モ其他ハ皆呼出ニ係ル書面ノコトノ  
ニニ用井ル

[釋解]カデ呼出ヲ命シ又ハ呼出ノ期限ヲ減縮シ又ハ證人吟味ヲ命スルモ治安裁判官ノ發スル命令書ナリ  
[參照](訴六、二九、(治)一四六、

セヂウルド、シタシオン

*Cédule de citation.*

### 短期呼出狀

[本義]「ド」ハ「ノ」ナリ「シタシオン」ハ「呼出」ノ義(本部二八)  
[釋解]リトレ急速ノ場合ニ於テ呼出日限ヲ短縮スル治安裁判官ノ書面ヲイフ○「バシツレ」治安裁判官ノ管轄内

ノ總テノ事件ニ付キ至急ノ場合ニ於テ縮期ニテ呼出



安裁判官ノ書面ヲイフ○バシツレ治安裁判官ノ管轄内

ノ總テノ事件ニ付キ至急ノ場合ニ於テ縮期ニテ呼出  
ヲ爲スヲ許ス爲メニ治安裁判官ヨリ渡ス其許シ書  
ヲ「セヂウル、ド、シタシオン」トイフ(訴訟法第六條)

Cédule de juge de paix.

治安裁判官ノ呼出狀

〔本義〕「シツシツ」ハ「裁判官」ナリ(シノ部五)「ド」ハ「ノ」ナリ「ペ」ハ「平和  
安寧」ノ意

〔釋解〕「按」セヂウルハ「シタシオン」ト同義ニ用ユル事アリ而  
シ今此語ハ治安裁判官ノ呼出狀ヲイフ(ダロ一ズニ據  
ル)

Cédule de juge d' instruction.

豫審裁判官ノ呼出狀

セヂウル、ド、シツシツ、ド、エンストリツシオン

〔本義〕「エンストリクシオン」ハ「預審」ナリ（口音）「セギツル、ド、ジツ  
シッデンストリクシオン」

〔釋解〕「按」預審裁判官ノ呼出狀チイフ

〔參照〕民事ノ呼出狀ハ（訴）六、二九、司法警察ノ呼出狀ハ（治）  
一四六、

セルチファイカ

一七  
Certificat.

### 保證書

〔本義〕羅甸ノ「セルチファイカレ」ヨリ出ツ「セルチファイカレ」ハ「セ  
ルチ」ト「ファイカレ」ト合成シタルモノニテ「セルチ」ハ「セルト  
」ス」ノ轉語ニテ「慥ニ」ノ意ナリ「ファイカレ」ハ「爲ス」ノ義  
〔釋解〕或ル事柄ヲ確認スル爲メニ陳述セシ物チイフ○  
リトレ平人官吏或ハ會社ヨリシテ其與リ知ル事實ヲ

證明スル書付チイフ其證明ヲ爲ス人其事實ニ關シテ

リトレ平人官吏或ハ會社ヨリシテ其與リ知ル事實ヲ

證明スル書付チイフ其證明ヲ爲ス人其事實ニ關シテ  
利害チ有スル時ハ「セルチフィカ」トイハスシテ「デ」ララ  
シオンニデノ部八トイフ

〔參照〕書入質登記ノ「ニ」付テハ(民)二一九六ヨリ二一九  
九マテ、保證狀偽造ハ(刑)一五九ヨリ一六二マテ、

Certificat d' indigence.

貧窮ノ保證書

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エン」ヂ「ジャン」スハ「貧窮」ナリ(口音)「セル」チ  
「フィカ、ダン」ヂ「ジャン」ス

〔釋解〕「ダ」ローズ人ノ貧困ナル情實ヲ明證シタル書付チ  
イフ

〔參照〕(治)四二〇、

Certificat de vie.

セルチフィカ、ド、ウイ

生存ノ證書

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ウイ」ハ「此世ニ生存スル」ノ義

〔釋解〕バシツレ人ノ生存ヲ證明スルチ主意トスル所ノ證書ナリ千八百三十九年六月六日ノ「オールドナンス」及ヒ同年六月廿七日ノ「シルキツレ」ニテ生存ノ保證書ヲ作ルヘキ場合及ヒ之ヲ渡スニ付キ遵守スヘキ法式ヲ定メタリ終身年金給料等ノ辨濟ヲ請フ爲メニ權利者又ハ年金ヲ有スル者ノ生存ヲ辨明セサルヘカラズ生存ノ證書ハ公證人又ハ裁判所長ヨリ之ヲ渡ス佛蘭西領地外ニ居留スル年金者及ヒ政府ノ給料ヲ受ル者ハ己レノ存命ヲ證明スル爲メニハ公使館、領事館又ハ之ニ

付テ其身分アル其地ノ法官ニ到テ之ヲ請フチ得ヘシ

レノ存命ヲ證明スル爲メニハ公使館、領事館又ハ之ニ

付テ其身分アル其地ノ法官ニ到テ之ヲ請フヲ得ヘシ

〔參照〕(民)一九八三、

說旬 ゼシオン 嚙 セオン

### 讓渡

Cession.

一八

〔本義〕羅甸ノ「セデレ」ヨリ出ツ「セデレ」ハ「出テ行ク」ノ義ニ  
テ他人ニ跡ヲ讓リテ立チ去ル」ノ意ナリ今「讓リ渡シ」ノ  
意ニ用ユ

〔釋解〕「アバンドン」(委棄ナリアノ部一)又「シツプロガシオン」  
「他人ヲシテ己レニ代ラシムル」ヲ「エス」ノ部二二  
○リトレ己レノ所有タル物品又ハ人權ヲ他人ニ「セデレ」  
〔セシヨン〕ノ勸詞)スルヲ「エス」ノ部二二  
「トランスポル」(移轉ナリテノ部一五)ト同義ナリ

セノ部

二二九

〔参照〕所有權ノ委付ハ(民)五四五、使用權住居權ヲ委付ス  
ルヲ得サルコトハ(民)六三一、六三四、執行力アル證書ハ(民)  
二二一四、(商)五四一、

セシオン、ド、ビアン

Cession de biens.

### 財産ノ讓渡

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ(ベノ部一一)

〔釋解〕「セシオン、ド、ビアン」ニ依テ「デコンファイチツル」(破産ナリ

テノ部一〇)ノ位置ニアル負債主ハ民事ノ拘留ヲ免ル

然レ負債主ノ不幸ニシテ且ツ「ボンヌ、フォア」(善意ナリベ

ノ部二一)アルニ非レハ此寛典ニ依ルヲ得ス「アバンド

ン、ド、ビアン」(委棄ナリアノ部一)ヲ參看スヘシ○リト

レ負債主其義務ヲ舉行スル能ハサル時ニ己レノ財産

ノ全部ヲ舉テ債主ニ委スルコトヲイフ

レ負債主其義務ヲ舉行スル能ハサル時ニ己レノ財産

ノ全部ヲ舉テ債主ニ委スルヲタイプ

〔参照〕効力ハ(民)一二六五以下、法式ハ(訴)八九八以下預人  
ニ付テハ(民)一九四五、解放ハ(訴)八〇〇〇ノ三項、商業事件  
ニ付テハ(商)五四一、

*Cession de créance.*

セシオン、ド、クレアンス  
人權ノ讓渡

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「クレアンス」ハ「人權」ナリ

〔釋解〕「セシオン、ド、クレアンス」ハ他ヨリ人權ヲ讓リ受ケ  
其讓リタル人ノ總ヘテノ權利ニ代ルヲ目的トス此讓  
リ渡シハ證書中ニ在ル負債主ニ通知シ負債主之ヲ領  
承シタル上ニテ爲シタルモノニ非レハ其證書中ニ在  
ル負債主ニ對シテ無キモノトス

〔参照〕委附ヲ爲ス方法ハ(民)一六八九ヨリ一六九一マテ、  
其効力ハ(民)一六九二以下、義務者ノ領承シタル者ハ(民)  
一六九五、

Cession de droit litigieux.

セシオン、ド、ドロア、リチジャー

訟件ノ讓渡

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ(デノ部六四)「リチジャー」ハ「詞訟」ト  
ナリタルノ義ナリ(エルノ部一一「リチジャー」參看)

〔釋解〕「セシオン、ド、ドロア、リチジャー」及ヒ「セシオン、ド、ドロ  
ア、シツクセシフ」(次ニ見ユ)モ亦「シツブ」ロガシオン(代權)ナリ  
エスノ部二二中ノモノナリ○「按」訴訟ト爲リタル權利ヲ讓リ  
讓渡スヲニシテ其目的ハ訴訟ト爲リタル權利ヲ讓リ  
渡スニ在ラスシテ申立ノ曲直ヲ論セス權利アリト思

考スル訴訟ノ利益ヲ賣ルヲチイフ(ムーロンニ據ル)



渡スニ在ラスシテ申立ノ曲直ヲ論セス權利アリト思

考スル訴訟ノ利益ヲ賣ルヲナイフ(ムーロンニ據ル)

[参照]効力ハ(民一六九九、ヨリー一七〇一マデ、

セシオン、ド、ドロア、シウクセシフ

Cession de droits successifs.

### 相續權ノ讓渡

[本義]「シウクセシフ」ハ「相續」ノ義(エスノ部二五「シウクセシフ」  
「參看」)

[釋解]「按」相續スルノ權利ヲ他人ニ賣渡スヲニシテ相續  
中ニ在ル或ル物件ヲ賣ルヲナイフニ非ス然レ相續ハ  
人ノ身分ニ依リテ自然ニ移ルモノナレハ其相續人タ  
ルノ身分ハ他人ニ讓リ渡シ得ヘキモノニ非ス唯其身  
分ニ附着シタル權利ト義務ヲ賣ルノミ(ムーロンニ據  
ル)

〔参照〕(民)七八〇、八四一、八八九、

シアンジウ

Change.

兩替 爲替

〔本義〕「シアンゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「シアンゼ」ハ羅甸ノ「カムビレ」ヨリ出ツ「カムビレ」ハ「曲クル」又「摺ム」ノ義「シアンゼ」ハ「物ヲ取替ル」ノ意

〔釋解〕リトレ「シアンジウ」ハ總テ金銀ヲ貨幣ニ製造シタルモノ、又製造セサルモノ、又紙幣、公債證書、及ヒ銅貨等ノ賣買交換ニ關スル商賣ヲイフ又特別ニ商法ノ語ニテハ甲若干ノ價ヲ以テ乙ニ約シ其契約ノ場所ヨリ他ノ場所ニ於テ甲カ有スル金銀ヲ乙ニ渡ス取引ヲイフ故ニ

「シアンジウ」ハ「レトル、ド、シアンジウ」(下ニ見ユ)ヲ以テ金錢チ一ノ

所ニ於テ甲カ有スル金銀ヲ乙ニ渡ス取引チイフ故ニ

「シアン」シツ「ハ」レトル、ド、シアン「シツ」(下ニ見ユ)チ以テ金錢チ一ノ  
場所ヨリ他ノ場所ニ送ル一方法ナリ

コントラド、シアン「シウ」

Contrat de echange.

### 爲替契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(本部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕ブ「一」人アリ他ノ人ヨリ直チニ金高ヲ請取ル  
カ又後日之ヲ請取ルカノ契約ヲ爲シ而シ其場所ニ非  
サル他ノ場所ニ於テ契約ヲ以テ定メタル日限ニ右ノ  
金高ヲ渡スヘシト約束シタル契約ナリ例ヘハ一人ア  
リ巴里ノ銀行ヘ若干ノ金高ヲ渡シ巴里銀行ニテハ其  
受取リタル金高ヲ期限ニ至リ龍動ノ銀行ニ於テ渡ス  
ヘシト契約スルカ如キ是ナリ

〔参照〕法式ハ(商)一一〇以下、金額ヲ備ルコトハ(商)一一五以下、領承ハ(商)一一八以下、他人干渉シテ承諾ヲナスコトハ(商)一二六以下、拂期限ハ(商)一二九以下、裏書ハ(商)一三六以下、連帶義務ハ(商)一四〇、保證ハ(商)一四一以下、拂方ハ(商)一四三以下、他人干渉シテ拂方ヲナスコトハ(商)一五八以下、手形持主ノ權利及ヒ義務ハ(商)一六〇以下、要償書ハ(商)一七三以下、返シ爲替ハ(商)一七七以下、時効ハ(商)一八九、爲替ノ相場ハ(商)七二、七三、主任裁判所及ヒ民事拘留ハ(商)六三六、六三七、

レトル、ド、シアン、ジウ

Lettre de change.

爲替手形

〔本義〕「レトル」ハ本ト「書狀」ナリ今「手形」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「レトル、ド、シアン、ジウ」ハ爲替ヲ爲ス手形ノコトニシテ一

〔本義〕「レトル」ハ本ト「書狀」ナリ今「手形」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「レトル、ド、シアン」ハ爲替ヲ爲ス手形ノ「ト」ニシテ一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ向ケ金錢ヲ移轉スルヲ目的トスルモノナリ其移轉ハ手形ヲ記載シタル「チル」ル（振出人ナリテノ部九）及ヒ其記載シタル手形ヲ受ケ取りタル「ポルツ」ル（手形持主ナリ）及ヒ「チレ」ル（拂人ナリテノ部九）即チ「アクセプツ」ル（手形領承人ナリアノ部一三）「アクセプタシオン」參看ノ間ニ於テス「ポルツ」ルハ裏書ノ式ニ依テ手形ヲ他人ニ譲リ渡ス「ト」ヲ得ルナリ○  
リトレ甲若干金ヲ乙ノ銀行或ハ他ノ商人ニ渡シ乙ハ遠地ニ在ル支店或ハ取引アル人ニ宛テ右ノ金高ヲ甲或ハ甲ノ指圖ヲ受ケタル他ノ人ニ拂ヒ渡スヘシトイヒ送ル手形ヲ「レトル、ド、シアン」トイフ

〔参照〕前ニ同シ

シアル  
鑠兒士  
シアツ  
喇

### 建國法

110  
Charte.

〔本義〕羅甸ノ「カルタ」ヨリ出ツ「カルタ」ハ「紙」ナリ又「羊皮製ノ紙」チイフ

〔釋解〕古ヘハ「シアルト」ト「シアルトル」ト共ニ書類ノ「チイヘ」リ然レ今ハ最上ノ尊重ノ書面ノ名ニテ國ノ政體ヲ記載シタルモノチイフ○ダローズ「シアルト」ハ雙方ノ者ノ約束ヲ稱スルモノナリ其名ハ建國法及ヒ平人又ハ「プロウァンス」(古時國ノ區畫ニテ今ノ州ノ如キモノナリ)ニ特權ヲ讓渡ス「ニ用」キタリ○「バシッレ」佛國ニ於テハ路易八世ノ建テタル者ニシテ千八百十四年六月四日ニ

頒布セシ建國法ノ名ナリ

易八世ノ建テタル者ニシテ千八百十四年六月四日ニ

頒布セシ建國法ノ名ナリ

シアルト、パルチ

船舶賃貸

借船證書

111 Charte partie.

〔本義〕「シアルト」ハ「書付」ナリ「パルチ」ハ「パルチルト」イフ働詞  
 ノ過去分詞ニシテ「パルチル」ハ「分ツ」ノ義「シアルト、パルチ」  
 ハ即チ「分レタル證書」ノ意ナリ古ヘ甲乙契約スル時ハ  
 其契約書ヲ羊皮製ノ紙即チ「シアルト」ト稱スルモノニ書  
 シ二通ヲ造ラズソ一通ヲ二ニ分チ雙方ニ其一片ヲ有  
 スルヲ以テ通慣トス即チ「シアルト、パルチ」是ナリ  
 〔釋解〕「アフレトマン」(船舶賃貸ナリアノ部四四)ナリ○リ  
 ウィエ、ル「アルマツール」(艤船者ナリアノ部七五)又ハ船長

セノ部

二二九

又ハ其代理人ヨリ或ル場所ニ商品運送ノ爲メ約定ノ  
賃銀ヲ取り船ノ一部又ハ全部ヲ賃貸スル契約ヲイフ  
又其船ノ賃貸契約ヲ證明スル書付ヲモイフ

〔参照〕(商)二二六、二七三、二八六、

シアルトル・プリウエ

私獄

私禁

1111

Chartre-privée.

〔本義〕「シアルトル」ハ古ヘノ「監獄」ノ名ナリ「プリウエ」ハ「私」ナ  
リ

〔釋解〕人ヲ「シアルトル」ハ「プリウエ」ニ拘留スルトイヘハ官ニテ  
獄舎ト認メサル獄舎ニ拘留スルヲナリ○ダローズ不  
法ニ人ヲ拘留スルヲチイヒ又其不法ニ人ヲ拘留シ置

ク場所ヲイフ



法ニ人ヲ拘留スルヲチイヒ又其不法ニ人ヲ拘留シ置

ク場所ヲイフ

〔参照〕(訴)七八八、(治)六一五、(刑)一二二、三四一、

シウテル

1111 Cheptel.

### 畜類賃貸

〔本義〕「セルチク」(地名)ノ「シアタル」ヨリ出ツ「シアタル」ハ「家畜」ナ

リ

〔釋解〕畜類ヲ貸シ其畜類ノ増殖及ヒ其利益ヲ借主ト貸

主ノ間ニ分ツ約束ニテ爲シタル賃貸ヲイフ(ベノ部一

「バイ、ア、シッテル」參看)

〔参照〕畜類賃貸ノ性質ハ(民)五二二、一七一、單一ノ畜類

賃貸ハ(民)一八〇四以下、半分ノ畜類賃貸ハ(民)一八一八

以下、小作ニ入レタル畜類賃貸ハ(民)一八二一以下、耕作

人ニ與ヘタル畜類貸貸ハ(民)一八二七以下、牝牛ノ畜類  
貸貸ハ(民)一三八一、民事拘留ハ(民)二〇六二、

キログラフエル

Chirographaire.

手記

〔本義〕希臘ノ「セルグラポ」ヨリ出ツ「セルグラポ」ハ「セル」ト  
「グラポ」ト合成シタルモノニテ「セル」ハ「手」ナリ「グラポ」ハ  
「吾カ書スル」ノ義

〔釋解〕手ツカラ記載スルコトナリ

チトル、キログラフエル

Titre chirographaire.

手記證書

〔本義〕「チトル」ハ「證書」ナリ(テノ部一〇)

〔釋解〕公ケノ權威ヲ有スル人ニ依ラスメ義務者自ラ手

記スルカ或ハ名代人ヲ以テ記載シタル「アクト、スー、セン、

〔釋解〕公ケノ權威ヲ有スル人ニ依ラスノ義務者自ラ手

記スルカ或ハ名代人ヲ以テ記載シタル「アクト、スー、セン、  
プリウエ」(私印證書ナリアノ部二八エスノ部六參看)チイフ  
クレアンシエ、キログラフェル

Créancier chirographaire.

### 手記證書人權者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「人權者」ナリ(本部九七)

〔釋解〕「チトル、キログラフェル」ヲ占有スル人權者チイフ古  
ヘハ公證人ノ造リタル證書ニ書入ヲ加附シタル「有  
リ因テ今「クレアンシエ、イポテケル」(書入ノ權ヲ有スル  
人權者ナリ)ニ對シテ「クレアンシエ、キログラフェル」トイ  
フ是レ通常用ユル所ナレトモ穩當ナラス○リト「ク  
レアンシエ、キログラフェル」ハ人權者ニシテ公正證書ヲ  
有シス「アクト、スー、セン、プリウエ」ノミチ以テ其權利ヲ證

明スル者ヲイフ又書入ノ權或ハ特權ヲ有セサル人權者ヲモイフ何トナレハ古ヘハ公正證書ニ證明シタル人權ニハ必ス書入ノ權ヲ附與シタレハナリ  
〔參照〕(商)五五六、

シ  
オ  
ー  
ズ

事 物

Chose.

〔本義〕羅甸ノ「コーザ」ヨリ出ツ「コーザ」ハ「物」ナリ今「シオーズ」ノ本義ハ「動物」ヲ除クノ外一切ノ物」ヲ指スナリ  
〔釋解〕此語ハ法律語ニテハ「ビアン」(財産)ナリベノ部一トト同義ニシテ總テノ權利或ハ總テノ訴權ヲ生スル所以ノモノヲイフ○「按」法律語ニテハ「シオーズ」ト「ビアン」ト

同義ニ用ユト雖モ又自ラ異ルモノアリ「ビアン」ハ一人

以ノモノヲイフ○「按」法律語ニテハ「シカトズ」ト「ビアン」ト

同義ニ用ユト雖モ又自ラ異ルモノアリ「ビアン」ハ一人  
一己ノ所有ト爲シ利益ヲ得ルベキ「シカトズ」チイフ故ニ  
「ビアン」ハ「シカトズ」ヨリ其意狭シ「シカトズ」ハ總テ天地間ニ  
成リ立ツ物(空氣風雨海水等)チ指ス「ビアン」ハ一人又ハ  
一社ノ所有ト爲シ得ヘキ物ニ限リテ之チイフ故ニ「シカ  
トズ」ハ「シアン」ル(大類ナリ)ナリ「ビアン」ハ「エス」(分種ナ  
リ)ナリ然レモ「ビアン」ト「シカトズ」チ區別セシテ「シカトズ」  
トイフヘキ所モ「ビアン」トイヒ又「ビアン」トイフヘキ所  
モ「シカトズ」トイフヲ往々是レアルナリ(ダロトズ及ヒム  
「シカトズ」ニ據ル)

〔参照〕他人ノ物ハ(民)一五九九、一六三五、爲シ得ヘカラサ  
ル物ハ(民)一一七二、争訟物ハ(民)一七〇〇、賃貸物ハ(民)一

七二三、一七二四、一七二九、一七四一、一七四三、亡失物ハ  
(民)七二七、二二七九、賣却物ハ(民)一六〇四以下、一六二四、  
一六二五、一六四一、盜取物ハ(民)一三〇三、二二七九、

シオーズ、フォンジブル

Chose fungible.

得代物

[本義] エフノ部一三ニ見ユ

[釋解] 同上

[參照] 同上

シオーズ、フウチウル

Chose future.

未來物

[本義] エフ部三〇ニ見ユ

[釋解] 同上

[參照] 同上

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

シオーズ、ジウゼ

116 Chose jugée.

### 已決事件

〔本義〕「シオーズ」ハ「事」ナリ「ジウゼ」ハ「裁判セラレシ」ノ義

〔釋解〕裁判既ニ確定シタルニ因リ法律ニテ其裁判ハ眞實ニシテ事實ト相違セサルモノナレハ之ヲ動搖ス可ラサルモノトスル其推測チイフ而シテ其推測ハ法律上ニ於テ之ヲ破ルヘキノ道ナキモノトス其推測ノ力ハ裁判ヲ經タル其事物ニ付其位置ニアリシ其人ニ限ルモノニシテ決シテ其訴訟以外ノ人ニ對シテハ推測ノ力ナシ○リトレ終審ノ裁判ヲ經テ既ニ故障又ハ控訴ニ依リテモ襲撃ヲ受ケサル位置ニ至リタル事件チイフ

〔参照〕(民)一三五〇ノ三項、一三五一、

シルコンスタンス

二七

Circumstance.

情状

〔本義〕羅甸ノ「シルキムスタンシア」ヨリ出ツ「シルキムスタンシア」ハ「シルキム」ト「スタンシア」ト合成シタルモノニテ「シルキム」ハ「周圍」又「傍側」ナリ「スタンシア」ハ「スタレ」ヨリ出テタルモノニテ「立チテ居ル」ノ義

〔釋解〕事柄ノ「アクシダン」(變災ナリアノ部一五)ナリ  
トレ一ノ事柄アリ其事柄ニ附帶シ來ル所ノ別段ノ事柄ヲイフ

Circumstances aggravantes.

シルコンスタンス、アグラウアント

加重ヲ情状

〔本義〕「アグラウアント」ハ「重クスヘキ」ノ意



〔本義〕「アグラウアント」ハ「重クスヘキ」ノ意

〔釋解〕此語ハ刑法ニ用井ル所ノモノニシテ其情狀ハ法官ノ認定ニ任カスルモノナリ○リトレ重罪又ハ輕罪ノ刑ヲ別段ニ重クスヘキ事情ヲイフ○ダロロズ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ重クスヘキ別段ノ事情ヲイフ

〔參照〕(刑)一九八、(治)三三八、

シルコンスタンス、アテニウアント

*Circumstances atténuantes.*

輕減ノ情狀

〔本義〕「アテニウアント」ハ「輕クスタスヘキ」ノ意

〔釋解〕此語亦刑法ニ用井ル所ノモノニシテ其情狀ハ陪審官ヨリ申立ルモノトス○リトレ刑ヲ減輕スヘキ事情ヲイフ○ダロロズ一ノ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ輕ク

スヘキ別段ノ事情チイフ

〔参照〕輕減情狀ハ(治)三四一、三四七、(刑)四六三、

シタシオン

呼出

呼出狀

Citation.

〔本義〕羅甸ノ「シタレ」ヨリ出ツ「シタレ」ハ「呼出ス」ノ義

〔釋解〕「ア」シツルヌマン「ア」ノ部四八ニ同シ〇リトレ裁判官

ノ面前ニ出頭セシムル爲メ使吏ヨリ書付チ送達シテ呼

出スヲナリ又其呼出チ記載シタル書付チモイフ〇ダ

ロ一ズ「シ」タシオン「ハ」ア「シ」ツルヌマン「及」ヒ「エ」ク「ス」プロ「ア」

〔傳票〕ナリエノ部四〇ト同義ナリ而メ「シ」タシオン「ハ」專

ラ治安裁判所ノ呼出、輕罪裁判所或ハ違警罪裁判所ノ

呼出ニ用井ル語ナリ(本部一六「セ」ヂツル」參看)

ヲ治安裁判所ノ呼出、輕罪裁判所或ハ違警罪裁判所ノ

呼出ニ用井ル語ナリ(本部一六「セヂル」參看)

〔參照〕親屬會議徵集ハ(民)四〇九以下、時効中斷ハ(民)二二  
四四以下、治安裁判所呼出ハ(訴)一、呼出ス可キ處ハ(訴)二、  
三、呼出狀ヲ渡ス可キ處ハ(訴)四、期限ハ(訴)五、六、一〇三三、  
裁判言渡ヲ呼出ト看做ス場合ハ(訴)二八、保證人ヲ呼出  
ス法方ハ(訴)三二、勸解呼出ヲ爲ス場合ハ(訴)五六七、五七  
一、勸解ニ呼出ス場合ハ(民)五〇、其期限ハ(訴)五一、一〇三  
三、呼出狀ヲ送達スル人ハ(訴)五二、邑長ノ呼出ハ(治)一六  
九、違警罪裁判所呼出ハ(治)一四五、其期限ハ(治)一四六、缺  
席裁判ノ故障ハ(治)一五一、

クラムール、ピウブリク

喊控

Clameur publique.  
一一九

セノ部

二五一

〔本義〕「ク ラムール」ハ「憤怒或ハ不滿ヨリ出ル聲」即チ「叫フ」ノ意「ピッブリク」ハ「公ケ」ノ義

〔釋解〕茲ニ犯罪者アランニ其現行ノ罪人チ他ニ告知セ  
ン爲メニ發スル所ノ叫ヒチイフ

〔參照〕〔治〕一六、一〇六、

クローズ

三〇 Clause.

### 箇條

〔本義〕羅甸ノ「クローザ」ヨリ出ツ「クローザ」ハ「閉チタルモノ」  
「包ミタルモノ」限リタルモノ「定メタルモノ」ノ義

〔釋解〕「アクト」(證書ナリアノ部二七)「コントラ」(契約ナリ  
本部八四)ニ見ユ又ハ「トレテ」(條約ナリ)等ノ「ヂスポシ  
シオン」(箇條ナリ)チイフ〇リトレ契約書、條約書、法律ノ

條文其他公私ノ書付中ニ其一部ヲ爲ス箇條チイフ

シオン(箇條ナリ)チイフ○リトレ契約書、條約書、法律ノ

條文其他公私ノ書付中ニ其一部ヲ爲ス箇條チイフ

Clauses obscures.

クローズ、オブスキウル

曖昧箇條

[本義]「オブスキウル」ハ「暗ラキ」ノ義

[釋解]凡ソ曖昧ナル文義ハ義務者ノ利益タル可キ意ニ

解釋スヘシ○ダローズ「クローズ、オブスキウル」ハ文意ノ

疑ハシキ箇條ナリ

[參照](民)一一五七ヨリ一一六〇マテ、

クローズ、ペナル

Clause pénale.

過代約條

[本義]「ペナル」ハ「刑」ノ義

[釋解]義務ヲ執行セサルハ履行スヘシト約シタル格段

ノ義務ヲ證スル箇條ヲイフ○リトレ契約書又ハ遺囑  
書ノ内ニ結約人又ハ遺囑ヲ受ケタル人義務ヲ履行セ  
サルキハ過代トシテ若干ノ償ヲ爲スヘシト約シタル  
箇條ヲイフ

〔参照〕過代約條ハ(民)一二二六以下、二〇四七、

同 共 ヨ

〔本義〕羅甸ノ「キム」トイフ前詞ニ同シ「キム」トハ「何々」ト  
云フトキノ「ト」ノ意ニシテ一致又ハ附ケ加ヘテ指示ス  
語ナリ

〔釋解〕「ヨ」ハ數多ノ事件其時ヲ同クシ又ハ其利益ヲ共ニ

〔釋解〕「コ」ハ數多ノ事件其時ヲ同クシ又ハ其利益ヲ共ニ

スル意ヲ示ス語ナリ尤モ常ニ他ノ詞ニ附加シテ用井  
ルモノニシテ唯「コ」ノ一語ニテ之ヲ用ユルコトナシ左ノ  
諸語ノ如キ是ナリ

Coaccusés.

コ、アキウゼ

### 共同被告人

〔本義〕「アキウゼ」ハ「罪ヲ訴ヘラレタル人」ナリ（アノ部二〇「ア  
キウザシオン」參看）

〔釋解〕リトレ此語ハ刑法ノ語ニシテ男女ヲ問ハス同一  
ノ犯罪ニテ共ニ訴ヘラレタル人チイフ〇パシツレ他ノ  
一人又ハ數人ト同一重罪事件ニ加ヘラレタル人ナリ  
又別段ニ用井ルキハ重罪ノ豫備ヲ爲シ又之レト同行  
シ又ハ之レニ附從シタル情狀ノ一部ノミニ加ハリタ

セノ部

ル人ヲモイフ

コ、アソシエ

Coassociés.

共同社員

〔本義〕「アソシエ」ハ「會社」ヲ結ヒタル人」ナリ（アノ部八六「アソシアシオン」參看）

〔釋解〕リトレ他ノ一人若クハ數人ト會社ヲ結ヒテ其社員ト爲リタル人ヲイフ

コ、クレアンシエ

Coassociés.

共同人權者

〔本義〕クレアンシエ」ハ「人權者」ナリ（本部九七）

〔釋解〕リトレ他ノ一人若クハ數人ト共ニ或ル義務者ニ對シテ權利ヲ有スル者ヲイフ

タ

コ、デビツール



對シテ權利ヲ有スル者チイフ

Codébiteurs.

コ、デビツール

共同義務者

〔本義〕「デビツール」ハ「義務者」ナリ（デノ部四）

〔釋解〕リトレ他ノ人ト共ニ義務ヲ負ヒタル人チイフ

コ、アビタン

Cohabitants.

同居人

〔本義〕「アビタン」ハ「住居スル人」ナリ

〔釋解〕「按」二人以上一處ニ住居スル人チイフ

コ、アビタシオン

Cohabitation.

同居

〔本義〕「アビタシオン」ハ「住居」ノ義

〔釋解〕リトレ一處ニ住居スル二人ノ位置又一家ニ同居

スル夫婦ノ位置ヲイフ

〔參照〕(民)一八一、

コ、エリチエ

Cohéritiers.

### 共同繼嗣

〔本義〕「エリチエ」ハ「繼嗣」ナリ(ア)シツノ部二

〔釋解〕リトレ他ノ者ト共ニ一相續ヲ承ケ繼ク人ヲイフ

〔參照〕(民)二一〇九、

コ、エンテレセ

Cointeressés.

### 共同關係者

〔本義〕「エンテレセ」ハ「關涉シテ利益アル人」ヲイフ

〔釋解〕リトレ此語ハ法律ノ語ニテハ男女ヲ論セス一ノ

事件又ハ一ノ起業ニ就キ他ノ數人ト損益ヲ共ニスル

者ヲイフ

事件又ハ一ノ起業ニ就キ他ノ數人ト損益ヲ共ニスル

者ヲイフ

Colégataires.

コレガテル

共同受遺囑者

〔本義〕「レガテル」ハ「遺囑ヲ受ケタル人」ヲイフ（エルノ部三）  
〔釋解〕「レトレ」男女ヲ論セス他人ト共ニ遺囑ヲ受ケ其遺  
囑物ノ一部分ヲ有スル者ヲイフ

コレシタン

Colicitants.

共同物ノ賣却者

〔本義〕「リシタン」ハ「數人ニテ所有スル物ヲ競賣スル人」ヲ  
イフ（エルノ部八「リシタン」ヲシオン」參看）  
〔釋解〕「リトレ」分ツベクシテ未タ分タサル物件ヲ共有者  
ニテ競賣スル時ノ其共有者中ノ一人ヲ指シテイフ

セノ部

Cooligés.

コ、オブリゼ

共同義務者

〔本義〕「オブリゼ」ハ「義務ヲ負フタル人」ナリ（オノ部一「オブリガシオン」參看）

〔釋解〕リトレ一ノ契約ニテ他ノ者ト共ニ義務ヲ負ヒタル者チイフ

コ、パルタジアン

Copartagants.

共同分配者

〔本義〕「パルタジアン」ハ「分ツ人」ナリ（ペノ部一「パルタジッ」參看）

〔釋解〕リトレ物件ノ分配ニ付キ他ノ人ト共ニ其分配ノ一部ニ預ル人チイフ

〔參照〕（民二）一〇九、

一部ニ預ル人チイフ

〔参照〕(民)二一〇九、

Copropriétaires.

コ、プロプリエテ

共同所有者

〔本義〕「プロプリエテ」ハ「所有者」ナリ(ペノ部六六「プロプリエテ」參看)

〔釋解〕リトレ一ノ所有權ヲ分ダスシテ他ノ一人若クハ數人ト共有スル人チイフ

コ、チウツール

Cotuteur.

共同後見人

〔本義〕「チウツール」ハ「後見人」ナリ(テノ部二〇)  
〔釋解〕リトレ一人ノ後見職ヲ他ノ人ト共ニ任セラレタル人チイフ

〔参照〕(民)三九六、

コ、ユシツフリウイチエ

Cousufruitiers.

共同收實者

〔本義〕「ユシツフリウイチエ」ハ收實權ヲ有スル人」ナリ

〔釋解〕「按」一ノ「ユシツフリウイ」(收實權ナリユノ部六)ヲ他ノ者

ト共ニ有スル人チイフ

コ、ウアンツール

Covendeurs.

共同賣主

〔本義〕「ウアンツール」ハ「賣ル人」ナリ(ウエノ部五「ウアント」參看)

〔釋解〕「リトレ」共同ニテ所有シタル一ノ物件ヲ其共有者

ト共ニ賣ル人チイフ

コド

Code.

1111

法典

〔本義〕羅甸ノ「コデクス」ヨリ出ツ「コデクス」ハ「事ヲ書スル板」ナリ又「其板ノ集リ」又「書籍」又「簿冊」チイフ

〔釋解〕同種類ノ事柄ニ就テ設ケタル法律ヲ蒐集シタルモノチイフ○リトレ一種類ニ關スル法律ノ箇條ヲ立

法官ノ手ニテ蒐輯シタルモノチイフ

1111 Collateral.

コラテラル 傍支

Parents collateraux.

ハラテロー 傍支親屬

〔本義〕「コラテラル」ハ「コ」ト「ラテラル」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「ラテラル」ハ「物ノ旁側」ナリ「パ」ラ「ン」ハ「親

屬「ナリ」(ペノ部六「パ」ランテ「參看」)

〔釋解〕「パ」ラン、コラテロ「ハ」宗系ニ屬セサル親屬ニシテ  
即宗系ノ尊屬卑屬外ノ親屬チイフ

〔參照〕(民)七三一、七三三、

リニウ、ユラテラル

Ligne collatérale.

### 傍系

〔本義〕「リニウ」「ハ」線「ナリ」

〔釋解〕リトレ宗系ノ傍ニ列スル系チイフ從弟甥姪叔父  
叔母等ノ如キ是ナリ

〔參照〕(民)七三六、七三八、七四二、

シウクセシオン、ユラテラル

Succession collatérale.

### 傍支相續

〔本義〕「リニウ」「ハ」相續ノ義(エスノ部二五)



〔本義〕「シツクセシオン」ハ「相續」ノ義（エスノ部二五）  
〔釋解〕リトレ傍系ノ親屬ヨリ承ケ繼ク遺物相續クイフ  
〔參照〕（民）七五〇以下、

コラシオン、ド、アクト

Collation d'actes.

證書ノ對校

〔本義〕「コラシオン」ハ「物ヲ較ヘ見ル事」チイフ「ド」ハ「ノ」ナリ  
「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）（口音）「コラシオン、ダクト」  
〔釋解〕證書ノ副書ト本書ト差異ナキヲ慥ニスル爲メ雙方校合スルチイフ

〔參照〕對校ハ（訴）八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コレクチフ

Collectif.

合名ヲ

〔本義〕羅甸ノ「コルリゼレ」ヨリ出ツ「コルリゼレ」ハ「集合スル」ノ義今「コレクティブ」ハ「人又ハ物ノ集合ニ關スル」ノ義ナリ

〔釋解〕エスノ部一四「ソシエテ」ノ處ニ見ユ

〔參照〕同上

コロカシオン

三六 Collocation.

順序付

〔本義〕羅甸ノ「コロカレ」ヨリ出ツ「コロカレ」ハ「コト」「ロカレ」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「ロカレ」ハ「場所ニ置ク」ノ義

〔釋解〕拂方請取ノ爲メ人權者ノ前後ヲ次第スルヲチイフ○リトレ義務ノ種類ニ依テ法律ニ設ケタル順序ニ

看  
八  
權  
者  
ヲ  
書  
キ  
列  
ヌ  
ル  
ヲ  
ナ  
リ

（ ）  
レ 事務ノ種類ニ依テ法律ニ設ケタル順序ニ

循ヒ人權者ヲ書キ列ヌルヲナリ

〔参照〕順序付ハ(民)二一五一、二一六六、順序付ノ願ハ(訴)七  
五四、七五五以下、船艦ノ價ニ付テハ(商)二一四、分散ノ場  
合ハ(商)五五二以下、

コリウジオン

### 同謀欺騙

三七  
Collusion.

〔本義〕羅甸ノ「コリッデレ」ヨリ出ツ「コリッデレ」ハ「コ」ト「リッデレ」  
ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「リッデレ」ハ「樂シム」  
ノ義「コリッデレ」ハ即チ「集リ謀リテ人ヲ騙スル」ノ意ナリ  
〔釋解〕人ヲ損シ己ヲ利センガ爲メ數人共ニ爲ス所ノ詐  
偽ノ相談チイフ○パシッレ他ノ人ニ損害ヲ與ヘントス  
ル數人ノ密合チイフ此詐偽ノ密合チ以テ訴訟中ニ爲

セノ部

二六七

シタル事柄ハ皆「コリッジオン」ニテ成リタルモノトス又  
 法ヲ犯シ若クハ外人ヲ欺クノ目的ニテ爲シタル「コン  
 トル、レトル」(反證々書ナリ本部八七)ハ「コリッジオン」ニテ  
 成リタル書付ナリ總テ「コリッジオン」ノ證據アルキハ其  
 作爲シタル書付ハ效ナキモノトス日耳曼聯邦中ノ或  
 ル國ニテハ「コリッジオン」ニテ結ヒタル契約ノ嫌疑アル  
 キハ豫審裁判官ニ許シテ拘引狀ヲ發セシム

〔參照〕(訴)五〇五、七二二(刑)一九五、

コロシ

小作人

耕作人

屬地人民

〔本義〕羅司ノ「コレレ」ヨリ出ツ「コレレ」ハ「耕ス」ノ義

〔本義〕羅甸ノ「コレレ」ヨリ出ツ「コレレ」ハ「耕ス」ノ義

〔釋解〕「フエルミエ」即チ小作人ナリ○リトレ土地ヲ耕作スル人ヲイフ又殖民ノ部分ヲ爲シ殖民地ヲ耕ス人又本國ノ人ニ對シテ之ヲ用井ルキハ殖民地ニ住居ヲ爲ス人又殖民地ニ於テ殖民ノ親屬ヨリ生レタル人ニシテ歐羅巴ヨリ來リタル人ニ對シテ用井ル語ナリ

コロシ、パルシエ

Colon partiaire.

### 分益小作人

〔本義〕「パルシエ」ハ「部分」ノ義（ペノ部一五）

〔釋解〕賃貸ニテ土地ヲ借り其菓實ヲ貸主ト分テ取ルノ約ヲ爲シタル小作人ナリ○「按」土地賃貸契約ノ賃ヲ金ニテ出スヘキヲ其借用地面ノ菓實ノ一部分ヲ以テ賃

金ニ代ユル土地賃貸ヲ「コロナ」トイフ（ムーロンニ據ル）  
此「コロナ」ノ契約ニテ土地ヲ借リテ耕ス人ヲ「コロナ」、パ  
ルシエルトイフ

〔参照〕概則ハ（民）一七六三、一七六四、家畜賃貸ハ（民）一八二  
七、民事拘留ハ（民）二〇六二、

コマン

Comman .

替名買主

〔本義〕「コマンデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コマ  
ンデ」ハ羅甸ノ「コマンダレ」ヨリ出ツ「コマンダレ」ハ「コム」  
ト「マンダレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ「コ」（本部三一）  
ト同シ「マンダレ」ハ「指圖スル」又「代理ヲ托スル」ノ義  
〔釋解〕リトレ書付ニ自己ノ名ヲ出サスシテ他人ヲシテ

物ヲ得セシムル人ヲイフ

物ヲ得セシムル人ヲイフ

デクララシオン、ド、コマン

Déclaration de command.

替名ノ表告書

〔本義〕「デクララシオン」ハ「表告」ノ義（「ド」ノ部八）「ド」ハ「ノ」ナリ  
 〔釋解〕此語ハ「一」ニ「エレンクシオン、ダミ」（「エ」ノ部八）トイヒ初  
 メ顯ハ「己」レノ爲メナリトシテ約束シタル者チ後チ  
 ニ至リ實ハ他人チ代理シタリト陳述スル書付チイフ  
 故ニ代理チ任カセタル人即チ「コマン」ノ名チ人ニ知ラ  
 セルハ惟此ノ「コマン」表告書ニ依ルノミ○リトレ「デク  
 ララシオン、ド、コマン」ハ代訟人ヨリ己レカ競賣ニテ買  
 主ト爲リタルハ誰某ノ利益ノ爲メニ爲シタリト其未  
 タ知レサリシ人チ明指スル書付チイフ○ハ「シツレ」コマ

ン表告書ノ效ハ「コマン」ニ所有權ヲ移サシムルニ在リ  
 然レモ假ノ買主ハ賣主ニ對シ一切ノ責任ヲ免ル、チ  
 得ス賣主ハ此假ノ買主トノミ契約ヲ結ヒタルモノナ  
 リ但シ買賣契約書ノ末又ハ競賣裁判書ノ末ニ表告ヲ  
 附記スルチ慣習トス陳述ハ廿四時間ニ之ヲ爲シ及ヒ  
 同期限内ニ記録税局へ之ヲ通知セサル可ラス公ケノ  
 財産又ハ邑ノ財産ノ賣買ニ付テハ競賣ノ後即時ニ表  
 告ヲ爲サ、ルベカラス裁判所ニテノ競賣ニ付テハ代  
 訟人ヨリ三日内ニ其表告ヲ爲サ、ルヘカラス

〔參照〕(森)二三、

コマンドマン

執行命令書

四〇

Commandement.

(本義)「コマン」デ「トイ」フ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ其義



〔本義〕「コマンドメント」イフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ其義本部四「コマンドメント」ノ處ニ見ユ

〔釋解〕義務ヲ負フ者或ハ裁判申渡ヲ受ケタル者ニ義務

又ハ裁判ヲ執行スヘシト官吏ヨリ命スル所ノ書付ヲ

イフ「コマンドマン」ハ「マンドマン」、エクゼキットアル「マン

ドマン」ハ「命令式書」ナリ「エクゼキットアル」ハ「執行」ナリ又

之ヲ單ニ「マンドマン」トイフ「マンドマン」ハエムノ部四

ヲ記シタル證書有ルコアラサレハ之ヲ造ルヲ得ス○

ム「ロソ」コマンドマン「ハ」一ノ書付ニシテ此書付ハ一

人ヨリ使吏ノ手ヲ經テ他ノ一方ノ者ニ送達スルモノ

ニシテ而シテ裁判ヲ以テ他ノ一方ノ者ニ爲スヘシト申

渡セシ「又」ハ執行權アル書付ニ依テ其負ヒタル義務

ヲ之ニ執行スヘシト命令シ若シ其執行ヲ拒ムキハ抑  
制ヲ受クヘシト命令スルモノナリ

〔参照〕禁錮ハ(訴)七八〇、時効ノ中斷ハ(民)二二四四、土地ニ  
附着シタル收納物拿住ハ(訴)六二六、執行ハ(訴)五八三、不  
動産ハ(民)二二一七、(訴)六七三、六七四、船舶ハ(商)一九八、年  
金ハ(訴)六三六、

四一

Commandite.

コマンダイト  
信任會社

Société en commandite.

ソシエテ、アン、コマンダイト  
信任會社

〔本義〕「コマンダイト」ハ「コマンダイト」イフ働詞ノ變シタル名  
詞ニシテ「コマンダイト」ハ「信任」ノ意「ソシエテ」ハ「會社」ナリ(エ

スノ部一四)「アン」ハ「於」ナリ〇「ソシエテ、アン、コ

スノ部一四「アソ」ハ「於」ナリ○リウイエル「ソシエテ、アソ、コ  
マソギト」ハ本ト中世ニ多ク行ハレシ一ノ契約「コマソ  
ド」ヨリ出ツ其契約ノ仕方ハ諸方へ行ク商人又ハ舟乘  
ト市場ノ在ル町カ又ハ舟ノ到着スヘキ港ニ於テ取引  
チナス爲メニ金錢或ハ小商品ヲ任カセ其金錢又ハ商  
品ノ儲ケ高幾分ハ商人或ハ舟乘之ヲ取り又其金錢或  
ハ商品ヲ出シタル人其幾分ヲ取り而シテ其義務ハ初メ  
出シタル高ノ外ハ之ヲ負ハサルナリ此會社チ「ソシエ  
テ、アソ、コマソギト」ト名ケ別段ニ其規則ヲ設ケシ「ハ  
千六百七十三年ノ命令（第四篇第一條及第八條）ヨリ始  
リタリ

〔釋解〕「ソシエテ、アソ、コマソギト」ハ通常ノ資本貸主ヲ以

テ社員ノ一部トナシ成立チタル會社チイフ○リトレ  
 「コマンデト」ハ商法ノ語ニシテ「ソシエテ、アソ、コマンデ  
 ト」ハ「ソシエテ」ノ語チ加ヘス單ニ「コマンデト」トモイフ  
 (「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハエスノ部一四)○リウイエル  
 「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハ會社ノ責チ連帶シタル一  
 人又ハ數人ノ社員ト出シタル資本金額ダケノ責チ負  
 フヘキ一人又ハ數人ノ金主トニ依テ成リ立ツ會社ナ  
 リ喩ヘハ甲、商業チ爲シ或ハ甲乙二人ニテ商業チ爲シ  
 丙、其社ニ一萬フラン「チ」入レ或ハ丙丁ノ二人ニテ各一  
 萬「フラン」チ入レ而シテ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預ラヌ又  
 其出シタル資本金高ノ外ハ義務チ負ハズト約シ甲乙  
 ノ二人ハ會社ノ支配人ト爲リ會社ノ債主ニ向テ悉ク

其責チ負フト雖モ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預カラサル

其責ヲ負フト雖モ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預カラサル  
ノ約束ヲ以テ其出シタル資本金ヲ失フノ外危害ナキ  
モノトス

〔參照〕(商)一九、二三ヨリ二八マテ、三八、三九、

コマンドテ

Commanditaire.

### 信任社員

〔本義〕「コマンドテ」ハ「コマンド」ヨリ出ツ「コマ」テ「デ」  
ルハ即チ「コマンド」中ニ在ル人ノ意

〔釋解〕信任會社ニ出シタル金額ノ外義務ヲ負ハサル所  
ノ社員ヲイフ○リトレ信任會社ニ其資本ヲ貸付タル  
人ヲイフ○「按」信任會社ノ社員ニシテ事務ヲ扱ヒ悉ク  
社ノ責ヲ負フモノヲ「コマンド」(破信者)トイヒ又「コン

プリマンテルトイフ

〔参照〕(商)二三、二五、二七、二八、

コメタン

四二 Commentant.

委任者  
選舉人

〔本義〕「コメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コメ  
 トル」ハ羅甸ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミテレ」ハ「コム  
 ト」ミテレ「ト」合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミテ  
 レ」ハ「置ク」ノ義即チ「コメトル」ハ「一處ニ置ク」ノ義ナリ今  
 「事」ヲ爲スノ權ヲ以テ事ヲ爲ス場ニ置クノ意ニ用ユ○  
 バシレ「コメタン」ハ羅甸ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミ  
 テレ」ハ「信任スル」ノ義

〔釋解〕指圖ヲ爲シ又ハ代理ヲ任スル人ヲイフ○バシレ

テレハ「信任スル」ノ義

〔釋解〕指圖ヲ爲シ又ハ代理ヲ任スル人チイフ○バツレ  
代理人ニ己レノ利益ノ世話ヲ任シ之レニ其事務ヲ負  
擔セシメ己レニ代テ己レノ權ヲ行ハシムルタメ定リ  
タル役目及ヒ權利ヲ此者ニ與フル所ノ人チイフ但代  
理人ニ任シタル役目ヲ行フノ間其代理人ノ他人ニ對  
シ爲シタル損害ニ付テハ己レ其責ニ住セサルヘカラ  
ス〔民法千三百八十四條ニ見ユ〕商法ニ於テハ他人ニ「コ  
ミシオン」〔他人ニ托シ其人ノ名前ヲ以テ買賣ヲ任スル  
チイフ〕チナス所ノ商人チ指シテ「コメタン」トイヒ又政  
事上ノ語ニテハ被選舉人即チ代議士ニ對シタル其選  
舉人チ「コメタン」トイフ

〔參照〕〔民〕一三八四、

コミナトアル

恐嚇

〔本義〕羅甸ノ「コム」ミナリヨリ出ツ「コム」ミナリハ「コム」ト  
「ミナリ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミナリ」  
ハ「脅迫」ナリ

〔釋解〕脅ヤカシノミチ以テ成立ツ事柄ナリト雖モ亦其  
效アラサル者チイフ今ハ「クローズ、コミナトアル」(「クロー  
ズ」ハ箇條ナリ本部三〇)及ヒ「ペヌ、コミナトアル」ハ(「ペヌ」  
ハ刑ナリペノ部二)法律ニ於テ許サ、ル所ナリ〇ダ  
ロ「ズ」唯脅ヤカス「」ノミチ載セタル箇條チイフ「ク  
ロ」ズ、コミナトアル」トハ裁判、契約、又ハ遺囑中ニ脅ス「  
」ノ種類即チ刑スルノ意チ含ミタル箇條チイフ又爲ス



へシト脅シ爲スへシト迫マルヲ含ミタル裁判ヲ「ジツ  
ジツマン、コミナトアル」トイフ其裁判ニ記シタル所ニ從  
フキハ其裁判ヲ取消スヲ得例へハ原告人書類ヲ出  
サ、ルカ又ハ其原告ト爲ル所以ヲ理解セサルキハ其  
願ヒ事件ヲ其儘却下スル如キノ裁判ニシテ昔時ハ之  
ヲ「コミナトアル」トイヒ「シガーズジツゼ」即チ已決事件ノ力  
無ク其願方ヲ改ムルニ於テハ再ヒ同裁判官ノ前ニ訴  
ルヲ得シヲアリ○ボアタル一ノ條規有リ之ヲ當ツル  
ト當テサルトノ權ヲ暗ニ裁判官ニ付セル所ノ條規ヲ  
「ヂスポジション、コミナトアル」トイフ○アカデミ「ベヌ、コ  
ミナトアル」トハ充分ノ力ニテ當テ行ハス亦時トシテ  
ハ當テ行ハサルヲアル刑ヲイフ

〔參照〕(訴)一〇二九、

コミシオン、ロガトアル

四四

Commission rogatoire.

請托

〔本義〕「コミシオン」ハ「委任」ナリ「ロガトアル」ハ「願フ」又「請フ」ノ義(エルノ部四九)

〔釋解〕一ノ官吏ヨリ他ノ官吏ニ書面ヲ以テ其書面ニ記セル所ノ事ヲ爲スノ權利職務ヲ委任スルヲ「タイプ」○  
「バシッレ」一ノ裁判所ヨリ民事又ハ刑事ノ或ル事件ヲ扱フ  
爲メニ他ノ裁判所ノ裁判官ニ爲ス所ノ委任ナリ民事  
訴訟ニ於テハ誓ヲ受ケ、保證人ヲ立テ、證人吟味ヲ扱ヒ、  
監定人ヲ命スル等ニ就テ此委任ヲ爲シ商法ニ於テハ  
帳面調へヲナス爲メ又刑事ニ於テハ檢事又ハ豫審判

Commodat.

事ヨリ他ノ法官又ハ司法警察官吏ニ犯罪ノ調書ヲ造  
 リ、又ハ證人ノ申述ヲ聞キ又ハ住所搜索ヲナス爲メニ  
 此委任ヲ爲ス<sup>フ</sup>最モ多シ○<sup>フ</sup>オースタン、エリ裁判官ヨ  
 リ司法警察官吏へ「デレガシオン」(委任ノ義)ノ部二〇)  
 チ爲ス<sup>キ</sup>ハ其委任ヲ稱シテ單ニ「コミシオン」トイヒ裁  
 判官ヨリ豫審判事其他總へテノ「マシストラ」(法官)ニ爲  
 ス<sup>キ</sup>ハ之ヲ「コミシオン、ロガトアル」トイフ  
 (參照)〔訴〕二六六、一〇三五、(商)一六、(治)八三、九〇、

コムモダ

無賃貸

〔本義〕羅甸ノ「コムモダレ」ヨリ出ツ「コムモダレ」ハ「コムモ  
 デ」<sup>ツ</sup>ス<sup>ル</sup>ヨリ出ツ「コムモデ」<sup>ツ</sup>ス<sup>ル</sup>ハ「コム」ト「モデ」<sup>ツ</sup>ス<sup>ル</sup>ト合成シタ

ルモノニテ「コム」ハ「以テ」ノ義「モヂッス」ハ「便宜」ナリ「コモダレ」ハ「貸ス」ノ義

〔釋解〕「プレタ、ユザシツ」(使用貸付ナリペノ部五〇)ト同シ即チ物質ヲ變セスシテ使用シ得ル物件ノ貸付チイフ  
○リトレ一ノ物件ヲ無代ニテ貸シ與ヘ其借主ハ物件  
ヲ本ノ儘ニテ返還スヘキ義務アル貸借ノ契約チイフ  
此契約ハ一ニ「プレタ、ユザシツ」トイフ

〔參照〕性質及ヒ效力ハ(民)一八七四、一八七五以下、借主ノ  
契約ハ(民)一八八〇以下、貸主ノ契約ハ(民)一八八八以下、

コミウノ一テ

Communauté.

共有

〔本義〕羅甸ノ「コム」ミツニス「ヨリ出ツ」コムミツニス「ハ」コム「ト

「ミツ」ニス「ト」合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミツ」ニス

「ミツニスト」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミツニスト」ハ「本分」ナリ

〔釋解〕夫婦各自ノ財産ヲ併セテ共有スルヲイフ○「バシツ」レ數人ノ人協同シテ利ヲ得ル爲メニ其財産ノ全部又ハ幾部ヲ集メテ結ヒタル會社ヲイフ然レモ法律語ニテハ特ニ婚姻ニ由テ夫妻ト爲リタル男女ノ間ニ生スル所ノ會社ニミ此語ヲ用ユ

〔參照〕(民)一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九九、  
婦財産共有ノ格別ノ仕方ハ(民)一五二九、雜則ハ(民)一二四、二〇六六、二二〇八、(商)五五七、(民)二二〇、(商)五、(治)九四四、  
(商)一四、(民)二二五六、(訴)九〇九ノ一項、九三五、(民)八一八、一三九五、

Communauté légale.

コミウノ一テ、レガル

法律上共有

〔本義〕「レガル」ハ「法律上」ノ義

〔釋解〕「コミウノ一テ、レガル」ハ夫婦ノ總ベテノ動産ヲモ包  
含スル語ナリ○ダロ一ズ夫婦財産共有ノ法ヲ用并テ  
婚姻ヲ結ブト述ヘタルノミカ或ハ別段ノ共有契約ヲ  
結ハサル時ノ共有チイフ又別段ノ契約アリト雖モ法  
式ニ違フ所アルカ或ハ本人ノ無能力ニテ其契約ノ無  
效ニ屬スル時ノ共有チイフ

〔参照〕(民)一四〇〇以下、一四〇一以下、一四〇九以下、一四  
二一以下、一四四一、一四四二、一四四三以下、一四六七、一  
四六八以下、一四八二以下、一四九二以下、一四九六、一

コミウノ一テ、コンウアシガ子ル

Communauté conventionnelle.

コミッノ一テ、コンウアシオ子ル

合意上共有

〔本義〕「コンウアシオン子ル」ハ「約束上」ノ義

〔釋解〕コミッノ一テ、コンウアシオ子ル」ハ夫婦財産契約中

ニ本人互ニ其欲スル所ニ從ヒ箇條ヲ立テ記載スルモ

ノナリ○リトレ「コミッノ一テ、レガル」ハ契約ナクシテ成

立ツ所ノ「コムミッノ一テ」ナリ「コミッノ一テ、コンウアシオ

子ル」ハ夫婦財産契約ニ因テ廣狹スル「コミッノ一テ」ナリ

〔参照〕(民)一四九七、一五〇〇以下、一五二〇以下、一五二六

以下、一五二七、一五二八、

コミウノ一テ、ド、アケ

Communauté d'acquêts.

別得ノ共有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アケ」ハ別得ナリ（アノ部二三）（口音）「コミ  
ノ」テ、ダケ

〔釋解〕夫婦タルヘキ者婚姻ノ時「コミ」ノ「テ、ダケ」ヲ約シ  
或ハ「コミ」ノ「テ」ニ爲サ、ル旨ヲ陳述スルヲ得又「コミ」  
ノ「テ」ノ約ニ由リ嫁シタル婦ハ共有解止ノ後チ何時  
ニテモ其「コミ」ノ「テ」ヲ棄捐スルノ權ヲ有ス○〔按〕「コミ」  
ノ「テ、ダケ」ハ共有中ニ夫若クハ婦ノ得ル所ノ財産ヲ  
共有スルヲチイフ

コミウヌルノメ

四七

Commune renommée.

通評

〔本義〕「コミ」ハ「普通」ナリ「ル」ノ「メ」ハ「ル」ト「メ」ト合成シタ  
ルモノニテ「ル」ハ「繰」リ返スノ義「メ」ハ「名指」スノ義「ル」ノ

メ」ハ即チ「名高キ」ノ意ナリ



メ<sub>レ</sub>ハ即チ「名高キ」ノ意ナリ

〔釋解〕「コミツヌ、ルノメ」ニ由テ目錄ヲ造ルト云フコトアリ此  
レ定期中ニ於テ目錄ヲ造ラサリシ時其目錄ニ換ユル  
爲メニ證據人ヲ以テ證ヲ立テ目錄ヲ造ルコトナイフ  
○  
〔按〕物ノ價又ハ物ノ品格等ノ普通ノ評說ヲイフ

〔參照〕〔民〕一四一五、一四四二、一五〇四、

アンケート、ド、コミツヌ、ルノメ

Enquête de commune renommée.

### 通評吟味

〔本義〕「アンケート」ハ「證人吟味」ナリ（エノ部一九）「ド」ハ「ノ」ナリ  
〔釋解〕リトレ或ル事實ヲ證スル爲メニ世間ノ評說ヲ穿  
鑿スル「アンケート」即チ證人吟味ノ一種ナリ

〔參照〕〔民〕一四一五、一四四二、一五〇四、

Communicable.

コミウニカブル  
通報スヘキ

Causes communicables.

コーズ、コムミウ  
カブル  
通報事件

〔本義〕「コミウニカブル」ハ「コミウニケ」トイフ働詞ノ變シタル  
 形容詞ニシテ「コミウニケ」ハ羅甸ノ「コムミウニス」ヨリ出ツ  
 「コムミウニス」ハ本ト「共同」ノ義ニシテ今「コミウニカブル」ハ  
 「通シ合ハスベキ」ノ意ニ用ユ「コーズ」ハ「事件」ナリ  
 〔釋解〕「コーズ、コミウニカブル」ハ檢事ヨリ「コンクリツジョン」  
 (論結ナリ本部六〇)ヲ爲スヘキ訴件ヲイフ〇リトレ一  
 ノ訴件ニシテ其訴件ニ關スル證據類ヲ檢事ニ通シテ  
 其審査ヲ經ヘキモノヲイフ

〔參照〕檢事通知ハ(訴)八三、八四、(訴訟入費表)九〇、民生證書

〔参照〕檢事通知ハ(訴)八三、八四、(訴訟入費表)九〇、民生證書  
ハ(訴)八五八、財産讓渡ハ(訴)九〇〇、判斷人ノ判斷ニ任カ  
ス契約ハ(訴)一〇〇四、裁判所ヨリ命シタル後見ハ(民)五  
一五、吾カ子ニ非スト訴フルヲハ(訴)三五九、雜則ノ外ハ  
(民)六六八、(訴)八〇五、八八五、八八六、二四九、二五一、八六二  
ヨリ八六四迄、(民)二一四五、五一五、(訴)八九一、八九二、七六  
二、三一、三八五、三七一、四八〇ノ八項、七八二、(民)七七〇、  
(訴)二〇二、

コミウニスト

共有者

Communists.

四九

〔本義〕「コミツノ」テ(本部四六)ト同シ

〔釋解〕總ヘテ物件ヲ共同シテ占有スル人ヲイフ〇リト

五〇

Commutatif.

レ一ノ共同所有權ヲ有スル人又後ニ分ツヘキ物件ヲ未タ分タサル前ニ共ニ占有スル人チイフ

〔參照〕分ツヘカラサル事ハ(民)八一五、家ハ(民)六六四、混合ハ(民)五七二ヨリ五七五迄、買戻ハ(民)一六六八、

コミウダチフ

互易ヲ

〔本義〕羅甸ノ「コムミウダレ」ヨリ出ツ「コムミウダレ」ハ「變スル」ノ義即チ甲ノ物ト乙ノ物ト換ユルノ意ナリ

〔釋解〕「エシアンシツ」(交換ナリエノ部一)ニテ行フ「ナリ」コントテ、コミウダチフ「ノ如キ是ナリ」

コントラ、コミウダチフ

Contrat commutatif.

互易ヲ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ（本部八三）

〔釋解〕「按」「コントラ、コミッタ」ハ「コントラ、アレアル」  
（アノ部五〇）ニ對スルモノニシテ「コントラ、ア、チトル、オ  
チル」即チ有報契約ノ一ナリ（オノ部七）「コントラ、コミッタ  
チフ」ト「コントラ、アレアル」トノ區別ハ義務ノ數ヲ  
以テイフモノニ非スシテ結約者ノ各自交換シテ其受  
取ル所ノ價ノ性質ニ因テ立テタルモノナリ結約者ノ  
一方ノ者其與ル利益ヨリ上等同等或ハ下等ナル利益  
ヲ受取り而シテ契約ノ即時ニ其雙方ノ損益ヲ判然知  
ルヲ得ル契約ヲ「コントラ、コミッタ」トイヒ契約者ノ  
一方ノ與ル所ノ利益ヨリ受取ル所ノ利益ハ上等同等  
下等ナルヤ否ヤハ後事ニ係ルモノニシテ契約ノ時ニ

在リテ豫メ其損益ヲ知ルヲ得サル契約ヲ「コントラ、アレアトアル」トイフ（ムーロンニ據ル）

〔参照〕（民）一一〇四、

コミウタシオン、ド、ペヌ

五二

Commutation de peine.

刑ノ減赦

〔本義〕「コミウタシオン」ハ羅甸ノ「コムミウタレ」ヨリ出ツ「コムミウタレ」ハ「變スル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ペヌ」ハ「刑」ナリ（ペノ部

二一）

〔釋解〕裁判ヲ以テ宣告シタル刑ヲ變換シ又輕減スル「チイフ」但シ國王ニ非レハ之ヲ爲スヲ得ス○「パシッレ」君主タル者ノ有スル恩赦ノ權ヨリ生スル所爲ニシテ君主ヨリ刑事裁判所ニ於テ宣告シタル刑ノ性質又ハ其

時間ヲ變換輕減スル「チイフ」ハ「ノ」ナリ「ペヌ」ハ「刑」ナリ（ペノ部

三  
刑事表  
刑ノ性質又ハ其

時間ヲ變換輕減スルヲナイフ「コミッタシオン、ド、ペヌ」ノ  
願ハ被刑人、監獄長、州長、裁判官、陪審官、檢事ヨリ之ヲ爲  
スヲ得而シテ其願ハ司法卿へ之ヲ出スへシ○「按」「グラ  
」ス即チ恩赦ハ宣告シタル刑ノ全部ヲ赦スモノ有リ  
又其一部ヲ赦スモノ有リ此一部ヲ赦スモノチ「コミッタ  
シオン、ド、ペヌ」トイフ（ブーフニ據ル）

コンパンサシオン

五二 Compensation.

抵填

〔本義〕羅甸ノ「コンパンサレ」ヨリ出ツ「コンパンサレ」ハ「コ  
ム」ト「パンサレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
「パンサレ」ハ「權衡」ヲ以テ量ルノ義即チ「二」ノ物ヲ量リ合  
セテ平均ヲ取ルノ意ナリ

〔釋解〕二人互ニ義務者ノ位置ニ在ルヲ以テ互ニ其責ヲ免ル、コチイフ○リトレ二人アリ甲ハ乙ノ義務者ト爲リ乙モ亦甲ノ義務者ト爲ル時互ニ受取ヘキ高ヲ以テ拂フヘキ高ト計算指引ヲ爲シ互ニ義務ヲ免ル、コチイフ

〔參照〕義務消滅ハ(民)一三四、抵填ヲ爲ス場合ハ(民)一八九以下、一七六九、抵填ヲ許ルサ、ル場合ハ(民)一八九八、一八八五、

コンパンサシオン、ド、デパン

Compensation de dépens.

詞訟入費ノ抵填

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デパン」ハ「入費」ナリ(デ)ノ部二九參看  
 (釋解)數人ノ入費ノ全額ヲ其内ノ一人ニ負ハシメサル



爲メ數人ノ間ニ其入費ヲ割合フコトナリ  
〔參照〕〔訴〕一三一、

コンペタンス

五二二  
Compétence.

管轄

〔本義〕羅甸ノ「コムペテレ」ヨリ出ツ「コムペテレ」ハ「コム」ト  
「ペテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ペテレ」  
ハ「何々」ニ向テ行クノ義ニテ即チ「願フ」ノ意ナリ今其意  
ヲ轉用シテ「願チ受クル方」ノ意ニ用ユ○バシツレ「コンペ  
タンズ」ハ羅甸ノ「コムペテレ」ヨリ出ツ「コムペテレ」ハ「適  
當スル」又「屬スル」ノ義

〔釋解〕公ケノ官吏ニ就テイヘハ其所任ノ公正證書ヲ作  
リ又ハ之ヲ記シ渡スノ權利ナリ裁判所ニ就テイヘハ

法律ノ明文ニ依テ任スル所ノ裁判ノ權利ナリ○ハシ  
 レ各官吏ニ法律ノ與ヘタル權利ノ程度ナリ其狹キ意  
 味ニテハ立法官ノ定メタル區域内ニテ職務ヲ行フ  
 ニ付キ裁判官ニ許シタル權ナリ又「コンペタンス」ハ「ジ  
 リヂクシオン」(シ)ノ部一○ト異ナリ「ジツリヂクシ  
 オシ」ハ  
 裁判スルノ權ヲイヒ「コンペタンス」ハ此ノ權ノ程度ヲ  
 イフ

〔参照〕行政ニ付キ參議院ハ一千八百五十二年一月二十  
 六日ヨリ三十日ノ布告、參事院ハ共和第七年兩月二十  
 八日ノ法律、重罪裁判所ハ(治)二九一以下、大審院ハ千七  
 百九十年十月一日ノ法律、上等裁判所ハ(訴)一〇一〇、一  
 〇二三、商事裁判所ハ(商)六三一以下、懲治裁判所ハ(治)一

七四以下、一七九以下、一九九以下、治安裁判所ハ(訴)一以

Complainte.

七四以下、一七九以下、一九九以下、治安裁判所ハ(訴一以下、違警罪裁判所ハ(治一三七以下、初告裁判所ハ(訴四〇八、千八百三十八年四月十一日ノ法律

コンプレント

保守

〔本義〕「コンプレンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンプレンドル」ハ「コム」ト「プレンドル」ト合成シタルモノヨテ「コム」ハ前詞ナリ「プレンドル」ハ「告訴」ナリ(ペノ部二八參看)

〔釋解〕占有ニ妨害ヲ受ケタルニ由リ起ス所ノ一ノ「アシオン、ポセソアル」(占有訴權ナリ)ノ部三四ナリ他ノ「アシオン、ポセソアル」ト區別スルキハ「コンプレント」

ハ其占有ヲ從來通りニ保存スルヲ得ンヲ主トシテ  
申立ル所ノモノナリ○「按」コンプレント「ハ」アクシオン、  
アン、コンプレントトモイフ

〔参照〕(民)一二四八、二〇六〇ノ二項、(訴)三ノ二項、二三以下、  
コンプリス

五五

Complice.

從犯

〔本義〕羅甸ノ「コムプレキス」ヨリ出ツ「コムプレキス」ハ「コ  
ム」ト「プレキス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
「プレキス」ハ「結ヒ付ケタル」ノ義今「コムプレキス」トイへ  
ハ「何々ト結ヒ付ケラレテ共ニ罰セラル」ノ意ナリ  
〔釋解〕人アリ重罪又ハ輕罪ヲ犯スニ付キ何程カ直接ニ  
其犯罪ニ加ハリ多少ノ力ヲ添へタル者ヲイフ

〔參照〕生質及ニ刑ハ(刑)五八ヨリ六三迄、姦通ハ(刑)三三八、

〔参照〕性質及ヒ刑ハ(刑)五八ヨリ六三迄、姦通ハ(刑)三三八、重罪裁判所ハ(治)三七九、四三三、詐偽倒産ハ(刑)四〇三、詐偽贗造ノ從犯ハ(訴)二三九、

コンプロ

Complot.

陰謀

〔本義〕「コム」ト「プロ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プロ」ハ企テヲ爲シ遂ル爲メニ巧且密ニ事ヲ行フ「」ノ意

〔釋解〕罪ヲ犯スノ目的ニテ數人ニテ爲シタル總テノ陰謀ヲイフ○リトレ法律語ニテハ國事ニ對スル「アタ」ニテ(亂害)ナリアノ部八九ヲ爲サントスル者ノ陰謀ノ決心ヲイフ

〔参照〕(刑)八九、九一、一二五、

コンプロミ

五七  
Compromis.

### 仲裁契約

〔本義〕「コンプロミ」ハ「コンプロメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンプロメトル」ハ羅甸ノ「コムプロミテレ」ヨリ出ツ「コムプロミテレ」ハ「コム」ト「プロミテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プロミテレ」ハ「約束」ナス」ノ義

〔釋解〕數人ノ間ニ争ヲ起シタルキ争者互ニ「アルビトル」即チ仲裁人(アノ部七四「アルビトラ」ヲシテ參看)ノ裁判ニ依テ決セン「ヲ」ヲ約スルトキノ契約チイフ  
〔参照〕性質及ヒ効力ハ(訴)一〇〇三ヨリ一〇〇七マテ、期

限ハ(訴)一〇一、一二、一〇一三、上告ハ(訴)一〇二八、和解ハ(民

限ハ(訴)一〇一、一〇二、一〇三、上告ハ(訴)一〇二八、和解ハ(民)  
一九八九、

コンピウルソアル

Compulsoire.

按 閱

〔本義〕「コンピウルゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ンピウルゼ」羅甸ノ「コムピウルザレ」ヨリ出ツ「コムピウルザレ」  
ハ「強ヒテ爲サシムル」ノ義

〔釋解〕争訟ヲ決スルニ必要ナル書付ノ有無ヲ發見スル  
爲メニ公ケノ簿冊ヲ搜索スルヲ「ライト」レ書類  
ヲ搜索スルヲニシテ即チ公證人、書記、其他證書、書付、簿  
冊ノ預リ人ヲシテ強ヒテ其書類簿冊ヲ差出サシムル  
カ又ハ其寫ヲ出サシムルカ又ハ之ヲ寫シ取ラシムル

ヲ目的トスル訴訟手續ヲイフ又裁判官ヨリ公證人或  
ハ其他ノ公ケノ官吏ノ手許ニ在ル書付ヲ「コンピッルゼ」  
スルヲテ許ス書付ヲモイフ

〔参照〕(訴)八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コンシリアシオン

五九

Conciliation.

勸解

〔本義〕「コンシリエ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ンシリエ」ハ羅甸ノ「コンシリアレ」ヨリ出ツ「コンシリ  
レ」ハ「コム」ト「シリアレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前  
詞ナリ「シリアレ」ハ「シリオ」ノ轉語ニシテ「動ク」ノ義即チ  
「コンシリアレ」ハ共ニ動クノ義ニテ今「相和スル」ノ意ニ  
用ユ



〔釋解〕成ルベク訴訟ヲ無カラシメン爲メニ訴訟ヲ起ス  
前ニ必ス先ツ治安裁判官ノ面前ニ於テ爲ス和解ヲイ  
フ

〔參照〕性質及ヒ效力ハ(訴)四八以下、呼出狀ハ(訴)六五、民生  
證書ハ(訴)八五六、書類寫ハ(訴)八三九、時効ハ(民)二二四五、  
訴訟再發ハ(訴)三四五、拿住ハ(訴)五五六、五七〇、不動産ハ  
(訴)七一八、財産分離ハ(訴)八七一、

コンクリウジオン

六〇 Conclusion.

論結

〔本義〕「コンクリウルト」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ンクリウルト」ハ羅甸ノ「コンクリウデレ」ヨリ出ツ「コンクリウ  
レ」ハ「コム」ト「クリウデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前

詞ナリ「ク」リッデレハ「閉ル」又「締メル」ノ義ニテ即チ「確定スル」ノ意

〔釋解〕訴訟ヲ爲ス者ノ願フ所及ヒ其權利アリト主張スル所ノ要略ヲイフ○ダローズ此語ハ通常用井ル所ニテハ訴訟人ヨリ裁判所ニ裁判ヲ願フ所ノ事項ノ申シ述ヘナリ故ニ「コン」ク「リッ」ジ「オン」ハ裁判ヲ受クヘキ者ヨリ喚起シ裁判ヲ爲ス者ハ是ニ依テ決定スルニ至ル申立ノ道理ノ結終シタルモノナリ亦檢事ノ意見或ハ要  
求ノ申シ述ヘチモイフ故ニ檢事ハ何レノ裁判所ニ於テモ「コン」ク「リッ」ジ「オン」ヲ爲スモノナリ然レ刑事ニテハ檢事ハ「コン」ク「リッ」ジ「オン」ヲ呼ンテ「レ」キ「シ」オン又「レ」キ「シ」トアルトイフ又時トシテ「コン」ク「リッ」ジ「オン」ヲ「ド」マン

ド〔願ナリ〕又ハ「ア」ク「シ」オン〔訴權ナリアノ部二九〕ト同義

ド(願ナリ)又ハ「アクション」(訴權ナリアノ部二九)ト同義  
ニ用ヰル「アクション」然レ「ドマンド」ハ廣ク訴訟  
人ノ一方ヨリ相手方ニ對シテ要求スル事柄ノ申述ノ  
意ニ用ユ「コンクリッション」ハ相手方ニ對スルニ非ス裁  
判官ニ對シ裁判官ヲシテ己レノ「ドマンド」又ハ「アクション」  
オンレノ目的ニ同意セシムル爲メノ申述ベノ意ニ用ユ  
○「按」「コンクリッション」ハ單數ニ用ユルハ事又ハ議論  
ノ結局チイヒ複數ニ用ヰルハ書面又ハ口上其他ノ  
方法ヲ以テ訴訟人ヨリ裁判所ニ審判ヲ願フ事柄ノ申  
シ顯ハシチイフ(リトレ及ヒアカデミニ據ル)

〔参照〕檢察官ノ論結ス可キ事件ハ(訴)八三、一一二、二五一、  
三一、三八五、六六八、七六二、八五六、八五九、八六二、八七

九、八八六、八九二、九八七、(治)八〇、八一、一二二、一五三、一五  
八、一九〇、缺席裁判ニ係ル論結ハ(訴)一五〇、説由ノ論結  
ハ(訴)四六五、

Conclusion principale.

コンクリウジオン、プレレンシバル  
主タル論結

〔本義〕「プレレンシバル」ハ「主タル」ノ義

〔釋解〕ダローズ訴訟ニ爲リタル權利ノ主タル所ニ就キ

訴訟人ヨリ爲シタル總ヘテノ請求ヲ要略シタル「コン  
クリウジオン」チ「イフ」〇「バシツレ」訴訟ハ其時ニ循ヒ「コン  
クリウジオン」ニ種々ノ名ヲ下ス「有リ始メテ訴訟ヲ起  
ス願ニテ其争ヒノ主タル所ニ就キテ爲ス請求ヲ表ス  
ル「コンクリウジオン」チ「コンクリウジオン、プレレンシバル」ト

イフ

Conclusion subsidiaire.

ユンクリウジオン、シウブシゲエル

補助乃論結

〔本義〕「シツブシゲエル」ハ羅甸ノ「シブヂオム」ヨリ出ツ「シブヂオム」ハ「シブ」ト「セデレ」ト合成シタルモノニテ「シブ」ハ「上」ノ義「セデレ」ハ「坐」セシメテアルノ義「シブヂオム」ハ「持」保ツ爲メニ下ニ置カレテ在ルモノ、意ニシテ即チ「助ケ」ノ義今「シツブシゲエル」ハ「主」タルモノヲ助ケニ來リタルノ意ニ用ユ

〔釋解〕ダローズ「コンクリウジオン、プレシバル」ヲ爲シタルニ裁判官之ヲ取り用井サルヲ恐レアル場合ニ於テ更ニ「プレシバル」ヲ刪正シ又ハ「プレシバル」ノ不充

分ナリト認メラレタルニ因リ別ニ何々ノ證據ノ差出  
 ナ許サレシヲ願フ「コンクリッジオン」チイフ○バシツレ  
 裁判官「コンクリッジオン」ハ「プレシタル」ヲ審査セスシテ  
 採用スベカラストスルヲ恐レ前ノ申立ヲ推シ廣メ又  
 ハ主タル願ノ助ケニ證據ヲ差出サント願フ「コンクリッ  
 ジオン」チ「コンクリッジオン」ハ「プレシタル」ニ  
 コンクリッジオン、アヂシオ子ル

Conclusion additionnelle.

添加ヲ論結

〔本義〕「アヂシオ子ル」ハ「添へ加フル」ノ義

〔釋解〕「按」「コンクリッジオン」ハ「プレシタル」ニ添加シテ申述  
 ル「コンクリッジオン」チイフ  
 コンクリッジオン、エクセプシオ子ル

Conclusion exceptionnelle.

列外ヲ論結

例外ヲ論結

〔本義〕「エクセプション」ハ「例外」ノ義（エノ部三一「エクセ  
プション」參看）

〔釋解〕ダローズ本案ノ裁判前ニ爲スヘキ一ノ裁判處分  
ヲ求ムルコトナリ例ヘハ某ノ事件ヲ他ノ裁判所ニ送付  
スル事又ハ書類ノ交通、他人ヲ訴訟ニ引入ル等ノ事ヲ  
得ル爲メニ述ブル「コンクリッション」チイフ○バシツレ訴  
訟ノ主タル所ニ就キ論告スルニ非ス裁判ノ前ニ爲ス  
ヘキ一ノ裁判ノ處分即チ裁判呼出ノ無効或ハ管轄違  
ノ言渡等ヲ望ム「コンクリッション」チ「コンクリッション、エ  
クセプション」又「コンクリッション、エンシダントレ」イノ  
部九「エンシダントレ」參看トイフ

Conclusions motivées.

コンクリウジオン、モチウエ

説明ヲ論結

〔本義〕「モチウエ」ハ理由ヲ顯ハシタルノ意ナリ

〔釋解〕ダローズ訴訟中ニ代訟人ヨリ送達スル願ヒノ因

由ヲ簡單ニ説明シタル「コンクリウジオン」チイフ○「按」訴

訟法第四百六條ニ附帶ノ願及ヒ他人ノ訴ニ干涉スル

ノ願ハ其代訟人ヨリ願書ヲ出シ之ヲ爲スヘシ但シ其

願書ニハ「コンクリウジオン、モチウエ」ノミチ記スヘシト是

レ其一例ナリ

コンクリウジオン、オー、フォン

Conclusion au fond.

本案ノ論結

〔本義〕「オー」ハ「コン」ナリ「フォン」ハ「基礎」ナリ

〔譯解〕ダローズ願ノ本件ニ關シ或ハ之ヲ受理セラレ或



Concordat.

〔釋解〕ダローズ願ノ本件ニ關シ或ハ之ヲ受理セラレ或  
 ハ之ヲ却下セラレシテ欲スル「コンクリッジオン」チイ  
 フ此語ハ「コンクリッジオン、エクスセプシオチル」ニ對スル  
 モノナリ

コンコルダ

和約

〔本義〕羅甸ノ「コンコルダレ」ヨリ出ツ「コンコルダレ」ハ「コ  
 ム」ト「コルダレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
 「コルダレ」ハ「コルダレ」ノ轉語ニシテ意思ナリ今「コンコ  
 ルダレ」ハ意思ノ相合スル「チイ」フ  
 〔釋解〕分散人ノ債主我カ權利ノ一部ヲ委棄スル「チ承  
 諾スル旨ヲ分散人ト約スルチイ」フ此約アルキハ分散

人ニ其財産ノ支配ヲ許スト雖モ分散ヨリ出ル所ノ他  
ノ効ハ之ヲ止メス○ダロロズ分散セシ商人ノ債主其  
負債主ニ辨濟スル期日ヲ猶豫シ且其權利ノ一部ヲ棄  
テ置ク契約ヲイフ

〔参照〕和約ノ方法ハ(商)五〇七以下、其効力ハ(訴)五一六ヨ  
リ五一九マテ、取消ノ場合ハ(訴)五二〇ヨリ五二六マテ、  
コンキウシオン

Concussion.

貪贖

〔本義〕羅甸ノ「コンキウシオン」ヨリ出ツ「コンキウシオン」ハ「コンキウ  
テレ」ヨリ出ツ「コンキウテレ」ハ「コム」ト「キウテレ」ト合成シタ  
ルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「キウテレ」ハ「撃ツ」ノ義今「コン  
キウシオン」ハ「逼取」ノ意ニ用井ル

〔釋解〕ハシツレ官吏其受取ルヘカラサルヲ知リ若クハ其

〔釋解〕ハシツレ官吏其受取ルヘカラサルヲ知リ若クハ其受取ルヘキ高ニ過ルヲ知リテ之レヲ徵收セシムヲ命シ若クハ之レヲ要求シ若クハ之レヲ受取ルキハ貪贖ノ罪アリ此罪ニ付キ三箇ノ要件アリ第一職權ヲ妄用スルヲ第二徵收ノ不正ナルヲ第三犯人其不正ナルヲ知リタルヲ是ナリ此要件具備スルニ於テハ徵收金額ノ多寡ヲ論セス又其用法ノ如何ヲ問ハス總テ刑法第七十四條ニ於テ之レヲ罰ス

〔參照〕使吏又ハ評價人ハ〔訴〕六二五、官吏ハ〔刑〕一七四、裁判官ハ〔訴〕五〇五ノ一項、

コンデシオン

條件

## 身分

〔本義〕羅甸ノ「コンデレ」ヨリ出ツ「コンデレ」ハ「コム」ト「デレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「デレ」ハ「ダレ」ノ轉語ニテ「與フル」ノ義「コンデレ」ハ「定ムル」又「建ツル」ノ義〔釋解〕他ニ負ハシメ又ハ自ラ承クル所ノ約條義務等ヲ總稱シテ「コンデシオン」トイフト雖モ特別ノ意味ニ用井ルトキハ未來且ツ不確實ノ箇條ノ「」ニシテ即チ「オブリガシオン、コンデシオン」(條件義務オノ部一)ノ場合ニ用井ル所ノ意是ナリ此「コンデシオン」ハ契約ノ因テ成立チ若クハ因テ解除スル所以ノモノニシテ即チ未來ニシテ確實ナラサル事件ナリ又人ノ社會中ニ於テ有スル身分品位チイフ例ヘハ人ト契約ヲ爲シタル

者ハ相手方ノ「コンヂシオン」ヲ知リ得タル人ト看做シ  
幼者ハ父ノ「コンヂシオン」ニ從ヒ婦ハ夫ノ「コンヂシオ  
ン」ニ從フカ如キ是ナリ

〔参照〕婚姻スル「付テハ」(民)一四四以下、贈遺遺囑ニ付  
テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對スル條件ハ(民)九  
〇〇、約束中ニ於テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對  
スル條件ハ(民)一一七二、贈遺遺囑義務ニ關スル條件ハ  
(民)九四四以下、一〇四〇、一一〇八、一九六八、夫婦財產契  
約ニ因テ爲ス贈遺ハ(民)一〇八六、一〇八八、一〇九二、

コンヂシオン、カシウエル

Condition casuelle.

### 難期ヲ條件

〔本義〕「カシウエル」ハ「意外ノ事ニ關スル」ノ義

〔釋解〕ムーロン專ラ不虞ノ事ニ關スル「コンヂシオン」ノ  
 ミナラス債主負債主ノ權ヲ以テ何如トモスル能ハサ  
 ル「コンヂシオン」即チ外人ノ意思ニ係ル「コンヂシオン」  
 ハ皆之レヲ「コンヂシオン」、カヅツエルトイフ例ヘハ本年  
 ノ收納豐饒ナルトキハ云々スヘシトイフ場合ノ如キ  
 若クハ彼若シ我ニ其家屋ヲ賣却スルトキハ我亦汝ニ  
 我家屋ヲ賣却スヘシト約スル場合ノ如キ是ナリ  
 〔參照〕(民)一一六九、

Condition potestative.

任意ノ條件

〔本義〕「ポテスタチウ」ハ羅甸ノ「ポテスタス」ヨリ出ツ「ポテ  
 スタス」ハ「權威」ナリ「ポテスタチウ」ハ「雙方中ノ一人ノ欲

スル所ニ從フ」ノ意(ペノ部三七)

スル所ニ從フノ意(ペノ部三七)

〔釋解〕ムーロン義務ノ條件其契約者中一方ノ者ノ權ヲ以テ生セシメ若クハ止メシムルヲ得ヘキモノタルハ其條件ヲ「コンヂシオン、ポテスタチウ」トイフ例ヘハ吾若シ巴里ニ往カハ吾家ヲ汝ニ賣ラント約スル如キ是レナリ

〔參照〕(民)一一七〇、

コンヂシオン、ミクスト

Condition mixte.

### 混同ヲ條件

〔本義〕「ミクスト」ハ「混シタル」ノ義(エムノ部一六)

〔釋解〕ムーロン「コンヂシオン、ミクスト」ハ契約者中一人ノ存意ト外人ノ存意トニ關スル「コンヂシオン」チイフ

例へハ汝若シ吾妹ト婚姻セハ吾若干ノ金ヲ以テ汝ノ家屋ヲ買ヒ取ラント約スル如キ是レナリ

〔参照〕(民)一一七一、

コンデシオン、シウспанシウ

Condition. suspensive.

### 中止ヲ條件

〔本義〕「シウспанシウ」ハ「シウспанドル」トイフ働詞ヨリ出タル名詞ナリ「シウспанドル」ハ羅甸ノ「シウспанデレ」ヨリ出ツ「シウспанデレ」ハ「シウツム」ト「パンデレ」ト合成シタルモノニテ「シウツム」ハ「上」ノ義「パンデレ」ハ「掛クル」ノ義

〔釋解〕義務ノ成立又ハ其執行ヲ停止スルノ效アル「コンデシオン」チイフ例へハ家屋ノ賣買ニ付テイハ、某ノ

船到着セハ吾汝ニ吾家屋ヲ賣渡サント約シ而シテ現



船到着セハ吾汝ニ吾家屋ヲ賣渡サント約シ而シテ現  
ニ其船到着シタルトキハ我ハ汝ニ賣買ノ目的タル所  
有權ヲ移シ汝ハ我ヨリ其所有權ヲ得而シテ汝ハ遡リ  
テ契約ノ日ヨリ既ニ其所有權ヲ得シ者ト看做サレ吾  
ハ其日ヨリ既ニ所有權ヲ移セシ者ト看做サルヘシ此  
種ノ條件ヲ「コンヂシオン、シッスパンシウ」トイフ（ム  
ロ  
ンニ據ル）

〔參照〕中止條件ハ（民）一一八一以下、

コンヂシオン、レゾリットアル

Condition résolutoire.

### 解除ヲ條件

〔本義〕「レゾリットアル」ハ「一ノ物體其初ノ原素ニ溶解スル」  
ノ義今「一ノ所爲ノ解クル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕義務ノ取消ヲ行フヘキ「コンヂシオン」チイフ○〔按〕  
 例ヘハ吾汝ニ吾家ヲ賣ルヘシ然レモ若シ何號ノ船到  
 着スルキハ此賣買ノ約束ヲ解除スヘシト約センニ此  
 賣買ハ純粹ノ賣買ノ如ク即時ニ其總ヘテノ效ヲ生シ  
 其約束ノ時ヨリ已後買主ハ其家ノ所有者ト爲ルヲ得  
 然レモ此「コンヂシオン」ノ生スルキハ買主ハ始メヨリ所  
 有者ニ非ル者ト看做サレ賣主ハ又始ヨリ所有者タル  
 チ止メサリシモノト看做サルヘシ此種ノ條件チ「コン  
 ギシオン、レゾリットアル」トイフ（ムーロンニ據ル）

〔參照〕（民）一一八三以下、

コンフィスカシオン

Confiscation.

沒收

〔本義〕「コンフィスケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ

〔本義〕「コンフェイスケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンフェイスケ」ハ羅甸ノ「コンフェイスカレ」ヨリ出ツ「コンフェイスカレ」ハ「コム」ト「フェイスキツス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フェイスキツス」ハ「官庫」ナリ今「コンフェイスカレ」ハ「官庫」ニ集ムル「」チイフ

〔釋解〕刑罰ヲ適用スルニ由テ所有者ヨリ取揚タル物件ヲ官庫ニ收ムル「」チイフ

〔參照〕取立ノ方法ハ(治)一九七、此刑ノ性質ハ(刑)一一、四六四、沒收ヲ爲ス場合ハ(刑)一七六、二八七、三一四、三六四、四一〇、四一三、四二三、四二七、四二八、四七〇、四七七、四八一、貧院ノ爲メニスル沒收ハ(刑)一八〇、

Confit.

コンフリ

### 權限交爭

〔本義〕「コンフリ」ハ羅甸ノ「コンフリゼレ」ヨリ出ツ「コンフリゼレ」ハ「コム」ト「フリゼレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フリゼレ」ハ「衝突スル」ノ義又「撃ツ」ノ義「コンフリゼレ」ハ「雙方突キ當リテ相容レサル」ノ意

〔釋解〕事務ノ性質或ハ固有ノ「コンベタンス」(管轄ナリ本部五三)上ニ就キタル權限ノ爭チイフ

〔參照〕各種裁判所ニ於テハ(訴)四九ノ七項、八三ノ四項、三六三以下、(治)五二五以下、行政官署ト裁判所トノ間ニ於テハ(刑)一二八、千八百二十八年六月一日命令書

コンフリ、ポジチフ

有的乃權限交爭

Conflit positif.

Confit négatif.

コンフリ、子ガチフ  
無的之權限交爭

〔本義〕「ボジチフ」ハ「有」ノ意ヲ示ス語「子ガチフ」ハ「無」ノ意ヲ示ス語ナリ

〔釋解〕一件ノ詞訟ニ付二個ノ裁判所互ニ裁判スルノ權アリト爭フキハ之ヲ「コンフリ、ボジチフ」トイヒ又二個ノ裁判所互ニ權限外ナリトイフキハ之ヲ「コンフリ、子ガチフ」トイフ然レモ二個ノ内其一方ノ裁判所之ヲ裁判スヘキ權アルヘシ故ニ此場合ニ於テハ「レグルマン、ド、シツシツ」(裁判權限規定ナリエルノ部二〇)ノ手續ヲ以テ之ヲ上告シ其爭ヲ決スヘシ

コンフウジオン

Confusion.

混同

〔本義〕羅甸ノ「コンフォンデレ」ヨリ出ツ「コンフォンデレ」ハ「コム」ト「フォンデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フォンデレ」ハ「溶解スル」ノ義「コンフォンデレ」ハ即チ「混淆スル」ノ意

〔釋解〕一人ノ上ニ二様ノ反對セル品位ノ合集スルヲチイフ此合集ハ亦一ノ義務ヲ消滅スルノ原因タリ  
「ロ」ノ同事物ニ就キ債主ト負債者トノ二ツノ身分一人ノ上ニ合集スルヲチイフ此債主ト負債者トノ二ツノ身分ハ一人ニテ兩有スヘカラス故ニ其權利義務ハ共ニ消滅スルモノトス

〔參照〕性質及ヒ效力ハ（民）一、二、三、四、一三〇〇、一三〇一、保

（民）一、二、三、四、一三〇〇、一三〇一、保

證人ハ（民）二〇五、地役ハ（民）七〇五、相續人ノ連帶義務ハ  
（民）一二〇九、

コンジョアン

六七 Conjoint.

匹偶

〔本義〕「コンジョアンドル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシ  
テ「コンジョアンドル」ハ「コム」ト「ジョアンドル」ト合成シタル  
モノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ジョアンドル」ハ「加ハル」ノ義「コ  
ンジョアンドル」ハ即チ「相合スル」ノ意ナリ

〔釋解〕相合シタルモノ、義ナリ此語ヲ複數ニ用井テ「レ、  
コンジョアン」トイヘハ夫婦ノコナリ〇リトレ「コンジョア  
ン」ヲ單數ノ男性ニ用井ルキハ夫婦中ノ一方ノ者チイ  
フ

〔参照〕(民)二二二ヨリ二二六迄

コ子スマン

六八

Connaissance.

積荷目録

〔本義〕「コ子スマン」ハ「コ子トル」トイフ働詞ノ變シタル名  
 詞ニシテ「コ子トル」ハ羅甸ノ「コノスセレ」ヨリ出ツ「コノ  
 スセレ」ハ「コム」ト「ノスセレ」ト合成シタルモノニテ「コム」  
 ハ前詞ナリ「ノスセレ」ハ「知ル」ノ義今「コ子トル」ハ「知リ認  
 ル」ノ義ニ用ヰル

〔釋解〕積込ノ商品ニ就キ積込タルニ相違ナキ「」ヲ證シ  
 タル書付ニテ船長ヨリ渡スモノナリ○リトレ商品ノ  
 船積及ヒ其運送ノ條件ヲ證明シタル書付ニテ船長ト  
 船主トノ間ニ造ルモノナリ此目録ハ三通ノ寫ヲ造リ

荷主、船長、荷物受取人ニ各一通ヲ渡スモノトス



Conquêt de communauté.

荷主、船長、荷物受取人ニ各一通ヲ渡スモノトス

〔参照〕性質及ヒ效力ハ(商)二二二、二二六、二八一ヨリ二八六迄、受合ハ(商)三四四、三四五、仲買人ハ(商)九三、投荷ノ事ハ(商)四一八、四二〇、取返ノ事ハ(商)五七六、

コンケ、ド、コミッノ一オテ

共有ノ別得

〔本義〕「コンケ」ハ羅甸ノ「コンキジ」チツス」ヨリ出ツ「コンキジ」チツス」ハ「勝」チ取リタルモノノ義「コンケ」ハ「相續」ニテ得タルニ非スシテ自力ヲ以テ得タルモノナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「コミッ」ノ一オテ」ハ「共有」ナリ(本部四六)

〔釋解〕夫婦共有ノ財産ヨリ生スル所ノ利益ヲ得タルヲ「チイフ」コンケ、ド、コミッノ一テ」ハ「アケ、ド、コミッ」ノ一オテ」(ア

ノ部二三ト異ナルヲナシ然レモ「コンケ、ド、コミツノ」オ  
テハ夫婦中ノ一方ノ別ニ所有スヘキ「アケ」ニ對シテ用  
井ル語ナリ

〔参照〕(民)一四〇一ノ三項、一四〇八、

コンサンギアン

同父異母ヲ

パラン、コンサンギアン

七〇

Consanguins.

Parents consanguins.

同父異母ヲ親屬

〔本義〕「コンサンギアン」ハ羅甸ノ「コンサンギウ子ウス」ヨリ出  
ツ「コンサンギウ子ウス」ハ「コム」ト「サンギウス」ト合成シタ  
ルモノユテ「コム」ハ前詞ナリ「サンギウス」ハ「血」ナリ「コン  
サンギウ子ウス」ハ即チ「血」ヲ同クスル「ノ意」パラン「ハ親屬」



ルタレハ「人ニ助言ヲ爲ス」ノ義「コンセイ」ハ本ト「助言」又  
ハ「會議」ノ義今「助言スル人」ノ意ヨ用ユ「シツヂシエル」ハ「裁  
判上」ノ義

〔釋解〕浪費者ノ爲メニ設ケタル特別ノ「キツラツール」(管財  
人ナリ本部一〇六)チイフ浪費者ハ其「キツラツール」ノ手  
ヲ經ルニ非レハ或ル所爲ヲ爲スヲ得ス○ダローズ浪  
費者又ハ精神ノ亂レタルヲ以テ財産ヲ自ラ處置スル  
ノ能力ヲ有セサル者ト看做サレタル人ノ爲メニ法律  
ニテ指定シタル事ヲ爲スル之ニ助力スルヲ委任セ  
ラレタル人チイフ

〔參照〕(民)四九九ヨリ五〇二迄、五一三ヨリ五一五迄、(訴)八  
九四、八九七、

コンサントマン  
承諾

〔本義〕「コンサントマン」ハ「コンサントル」トイフ働詞ノ變  
 シタル名詞ニテ「コンサントル」ハ羅甸ノ「コンサントレ」  
 ヨリ出ツ「コンサントレ」ハ「コム」ト「サントレ」ト合成シタ  
 ルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「サントレ」ハ「感スル」又「考へ  
 ル」ノ義「コンサントレ」ハ即チ「雙方相與ニ感シ終ニ其意  
 思同一ニ歸スル」ノ意ナリ

〔釋解〕我カ認可シタル意思ヲ言ヒ述ルヲナリ○バシツレ  
 契約ヲ結ハントシテ意思ノ相合スルヲイフ「コンサント  
 マン」チ言語又ハ書付チ以テ著ハシタル所ハ之ヲ明  
 承諾トイヒ又否ラスシテ十分ニ「コンサントマン」チ示

スニ足ル所爲アルトキハ之ヲ默承諾トイフ

〔参照〕第一、意合ノ事ハ(民)一一〇八、一一〇九以下、一一三四、附托ハ(民)一九二一、一九二二、交換ハ(民)一七〇三、結婚  
 シタル婦ハ(民)一四二八、一五〇七、一五五九、書入ハ(民)二  
 一五七、會社ハ(民)一八五九ノ四項、一八六一、引渡ハ(民)一  
 一三八、賣約ハ(民)一五八三、一五八九、一六〇六、一六〇七、  
 第二、贈遺ハ(民)九三八、第三、婚姻夫婦ノ承諾ハ(民)一四六、  
 一八〇、一八一、一八三、尊屬親ノ婚姻承諾ハ(民)一四八ヨ  
 リ一五一マテ、一六〇、一八二、一八三、

コンウァンシオン、コンサンシウエル

Conventions consensuelles.

承諾乃合意

〔本義〕「コンウァンシオン」ハ「合意」ノ義(本部八三)「コンサンシウ

Consignation.

エル「ハ」コンサントマシ「ノ」形容詞ニテ「承諾」ノ「義」ナリ  
〔釋解〕法式ヲ要セスシテ承諾ノ效ノミニテ成立ツ合意  
チイフ

コンシニアシオン

附托

〔本義〕「コンシチ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コン  
シチ」ハ羅甸ノ「コンシナレ」ヨリ出ツ「コンシナレ」ハ「コム」  
ト「シナレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「シナ  
レ」ハ「印シチ」付ル「ノ」義即チ「コンシナレ」ハ「印シチ」付ケ  
コスル「ノ」意ナリ

〔解釋〕リトレ金銭又ハ他ノ物件ヲ政府ヨリ命シタル預  
人ニ附托スルヲナリ○ダローズ責チ免ル、爲メカ又

ハ他ノ用ニ備フル爲メニ其金高チ政府ヨリ設ケタル  
 預所又ハ平人ニ預ケ置クナリ○バシッレ商法ノ語ニ  
 テハ賣捌チ容易ニスル爲メ中買ノ商家ニ商品チ附托  
 スルヲチャイフ其附托チ爲シタル人チ「コンシナツール」  
 トイヒ附托チ受取タル人チ「コンシニャテル」トイフ「コン  
 シニャテル」ハ人ノ利益ノ爲メニ賣捌チナシ其賣捌高ノ  
 上ニ中買料チ取り若シ商品賣レサルモ「コンシニャシ  
 オン」ノ料チ取ルナリ

〔参照〕第一、義務ノ提供ハ(民)一、二、五、七以下、(訴)八、一、二以下、  
 第二、商品ハ(商)九、三、

*Caisse des consignations.*

ケス、デ、コンシニャシオン  
 附托所

十

〔本義〕「ケス」ハ「匣」ナリ今「種々ノ用ニ備ヘタル金錢等ノ附



〔本義〕「ケス」ハ「匣」ナリ今「種々ノ用ニ備ヘタル金銭等ノ附托ヲ受ル建物」ノ「」ニ用ユ「デ」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕リトレ千八百十六年四月二十八日設立シタル預リ所ニシテ此預リ所ハ特別ニ裁判上ヨリ出ル預ケ金又保證金及ヒ人民ノ好ンテ爲シタル附托ノ金ヲ受取り之ヲ支配スル爲メニ設ケタルモノナリ

七四

Consummation.

消費  
コンソマシオン

Prêt de consommation.

プレード、コンソマシオン  
消費物ノ貸付

〔本義〕「コンソマシオン」ハ「コンソメ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「コンソメ」ハ羅甸ノ「コンシツマレ」ヨリ出ツ「コ

ン「ジツマレ」ハ「コム」ト「ジツマ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ  
 前詞ナリ「ジツマ」ハ「物」ノ「高」ノ義「コン」ジツマレ「ハ」高チ成スノ  
 義ニテ「成就スル」ノ意ナリ「コン」ソマシオン「ハ」即チ「成就  
 スル」又「盡ス」コシテ今「物件」ヲ破壊耗盡シテ用ニ供  
 スル所爲「ナイ」フ「プレ」ト「ハ」貸付「ナリ」(ペノ部五〇)「ド」ハ「ノ」  
 ナリ

〔釋解〕「プレ」ト「ド」コンソマシオン「ハ」用ユレハ必ス耗盡ス  
 ル物件ノ貸借ニシテ借主ハ其原品ヲ以テ之ヲ返却ス  
 ル能ハス其原品ニ同シキ物ヲ以テ返却ス  
 〔參照〕(民)一八七四、性質ハ(民)一八九二以下、貸主ノ義務ハ  
 (民)一八九八以下、借主ノ義務ハ(民)一九〇二以下、

コンソル

七五  
Consorts.

共利者

共利者

〔本義〕「コンソール」ハ羅甸ノ「コンソール」ヨリ出ツ「コンソール」ハ「コム」ト「ソール」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ソール」ハ「運命」ナリ「コンソール」ハ即チ「同シ運命ノ人」又「同シ分ケ前チ有スル人」ノ意ナリ

〔釋解〕一個ノ訴訟中ニ同シ利益チ有スル人チイフ○リトレ一個ノ訴訟又ハ一個ノ事件ニ共同ニ利益チ有スル人チイフ

コンスピラシオン

陰謀

〔本義〕羅甸ノ「コンスピラレ」ヨリ出ツ「コンスピラレ」ハ「コム」ト「スピラレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ

「スピラレ」ハ「呼吸スル」ノ義「コンスピラレ」ハ即チ「共ニ呼吸シ」又「共ニ謀リ」共ニ密謀スル」ノ意

〔釋解〕定立シタル公ケノ權威ヲ顛覆セシメテ目的トスル陰謀ヲイフ

〔參照〕〔刑〕八六以下、

コンスピラシオン

七七

Constitution.

設定

〔本義〕羅甸ノ「コンスピラシオン」ヨリ出ツ「コンスピラシオン」ハ「コム」ト「スピラレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「スピラレ」ハ「立ツル」又「定ムル」ノ義

〔釋解〕立テ定ムルヲナリ

コンスピラシオン、ド、アウーエ

Constitution d'avoué.

弋訟人ノ設定

代訟人ノ設定

〔本義〕「アウーエ」ハ「代訟人」ナリ（アノ部一〇三）（口音）コンスタチウシオン、ダウーエ

〔釋解〕バシツレ原告人那ノ詞訟ノ最初ノ呼出狀ニ己レノ爲メニ代訟ヲ勤ムヘキ其代訟人ヲ指シ示スヲチイヒ又被告人ニ於テモ原告人ヨリ呼出狀ヲ得タルニ付キ己レノ爲メニ一ノ代訟人ヲ設ケ其設ケタルヲ原告ノ代訟人ニ通知スルヲチイフ凡ソ呼出狀ニ「コンスタチウシオン、ダウーエ」ヲ書セサルキハ其呼出狀ヲ無効ノモノトス

〔參照〕（訴）六一、七五、

Constitution de dot.

コンスタチウシオン、ド、ドト

### 嫁資ノ設定

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ドトハ「嫁資」ナリ（デノ部六三）

〔釋解〕バシツレ此語ハ廣ク之ヲイヘハ夫婦ト爲ルヘキ者ノ持チ來リタル物又其者ニ贈與セラレタル物ヲ定ムル夫婦財産契約中ノ「クローズ」(箇條ナリ本部三〇)ナリ又別段ノ義アリテ婦ノ某レノ部分ノ財産或ハ總テノ財産ヲ嫁資ト定ムル約束ヲイフ此約束成リタル上ハ嫁資ト定メタル財産ハ他ニ移轉スルヲ得サルモノトス

〔參照〕(民)一五四二、

Constitution de rente.

コンスチテウシオン、ド、ラント  
年金ノ設定

〔本義〕「ラ」トハ「年金」ナリ（エルノ部二五）

〔本義〕「ラント」ハ「年金」ナリ（エルノ部二五）

〔釋解〕ダローズ甲カ乙ヨリ元金ヲ受取り乙ニ無期又ハ有期ノ年金ヲ拂フ契約チイフ

〔參照〕（民）一九〇九、

コンタンシウ

Contenieux.

詞訟

〔本義〕「コンタンシウ」ハ羅甸ノ「コンタンデレ」ヨリ出ツ「コンタンデレ」ハ「コム」ト「タンデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「タンデレ」ハ「何々ニ向テ願望スル」ノ義「コンタンデレ」ハ即チ「互ニ力ヲ用ユル」ノ意

〔釋解〕リチシウ（詞訟）ナリエルノ部一一ニ同シ○バシウレ法律ノ適用又ハ權威ノ所爲ノ上ニ起ル所ノ争事ヲ總へ

イフ語ナリ

Contentieux administratif.

コンタンシウ、アドミニストラチフ

行政上詞訟

〔本義〕「アドミニストラチフ」ハ「行政」ノ義（アノ部三五「アドミニストラチオン」參看）

〔釋解〕行政權ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

〔參照〕行政上詞訟ハ千八百六十四年十一月二日布告

コンタンシウ、ジウヂシエル

Contentieux judiciaire.

司法上詞訟

〔本義〕「ジウヂシエル」ハ「司法」ノ義

〔釋解〕通常裁判所ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

コンテスタシオン

Contestation.



爭論

〔本義〕羅甸ノ「コンテスタタリ」ヨリ出ツ「コンテスタタリ」ハ「コム」ト「テスタタ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
 「テスタタ」ハ「證據人」ナリ「コンテスタタリ」ハ即チ「證據ヲ執  
 リテ相争フ」意ナリ

〔釋解〕甲乙ノ間ニ起リタル争訟チイフ

コントラクチュエル

契約上

〔本義〕「コントラ」(本部八三)ノ形容詞ニテ「契約」ノ義ナリ  
 〔釋解〕契約シタル「チイフ」

ドナシオン、コントラクチュエル

Donation contractuelle.

契約上贈與

〔本義〕「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ（デノ部六二）

〔釋解〕「コントラ、ド、マリアシツ」（夫婦財産契約ナリエムノ部

五）ニ記載シタル贈與チイフ〇リトレ夫婦財産契約中

ニ爲シタル贈與ニシテ夫婦又ハ他人ヨリ爲スモノナ

リ

〔參照〕（民）一〇八一以下、九五九、

コントラダクトアル

Contradictoire.

對審

〔本義〕羅甸ノ「コントラダセレ」ヨリ出ツ「コントラダセレ」

ハ「コントラ」ト「ダセレ」ト合成シタルモノニテ「コントラ」

ハ「反對シテ」ノ義「ダセレ」ハ「言フ」ノ義「コントラダセレ」ハ

即チ「人ノ言フ所ニ反對シテ言フ」ノ意ナリ

〔釋解〕他ノ事柄ニ反對スルコトナイフ

ジウジウマン、コントラヂクトアル

Jugement contradictoire.

### 對審裁判

〔本義〕「ジウジウマン」ハ「裁判」ナリ（シノ部六）

〔釋解〕訴訟人ノ雙方出席シ互ニ相ヒ反對シテ言ヒタル

後ニ於テ爲シタル裁判ナイフ然レ法律語ニテハ「コン

トラヂクトアル」ノ語ハ必シモ雙方相反對シテ言フノ

意味トナサザルナリ○「按」雙方出席シテ吟味ノ後ニ爲

ス裁判ニシテ「ジウジウマン、パル、デフォ」〔缺席裁判ナリシノ

部六〕「ジウジウマン、パル、コンチウマス」ニ對シテ用井ル語ナリ

（リトレニ據ル）

〔參照〕對審裁判ハ（訴）三四三、四四三、四八〇、

Acte contradictoire.

アクト、コントラゲクトアル

對審書面

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）

〔釋解〕雙方ノ面前ニ於テ雙方ノ言フ所ヲ聽テ作りタル書付ヲイフ

コントレント

八二  
Contrainte.

強迫

〔本義〕「コントレントル」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シタル名詞ニテ「コントレントル」ハ羅甸ノ「コンストランゼレ」ヨリ出ツ「コンストランゼレ」ハ「コム」ト「ストランゼレ」ト合成シタルモノヲ「コム」ハ前詞ナリ「ストランゼレ」ハ「紐」ヲ以テ縛ルノ義「コントレントル」ハ「強ユル」ヲ押シ付

ル」ノ義

〔釋解〕人ヲシテ強ヒテ或ル事柄ヲ爲サシメントスル總  
テノ所爲ヲイフ凡テ「エキゼキツシオン」(執行ナリエノ部  
三四)ノ所爲ハ即チ「コントレント」ナリ○リトレ或ル事  
物ニ就キ或ル人ヲ強ユル裁判上ノ所爲ヲイフ

Contrainte par corps.

コントレント、パル、コル

### 身體強迫

〔本義〕「パル」ハ「由テ」ノ義「コル」ハ「身體」ナリ

〔釋解〕人權者ノ願ニ由テ負債者ノ身體ヲ拘留スル強迫  
ノ執行ヲイフ○リトレ人權者ヨリ負債者ヲシテ強ヒ  
テ義務ヲ行ハシムル爲メ負債者ノ自由ヲ剝奪スル強  
迫ノ處置ヲイフ

〔参照〕第一、民事ハ〔民〕二〇五九以下、〔訴〕一二六、一二七、執行  
ハ〔訴〕七八〇以下、第二、商事ニテ分散ハ〔商〕四五五、爲換手  
形ハ〔商〕六三七、第三、刑事ニテ保證人ハ〔治〕一二四、證據人  
ハ〔治〕三五五、第四、一般ノ法律ハ千八百三十二年四月十  
七日、千八百四十八年十月十三日ノ法律

コントラ

八三

Contrat.

契約

〔本義〕羅甸ノ「コントラエレ」ヨリ出ツ「コントラエレ」ハ「コ  
ム」ト「トラエレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
「トラエレ」ハ「引ク」ノ義即チ「コントラエレ」ニテ「互ニ引キ  
寄セラレル」ノ意又「結ヒ合フ」縛リ合ハス」ノ意  
〔釋解〕爲シ或ハ爲サ、ルヲチ約スル凡テノ「コンウァン」シ

オソ(合意ナリ次ニ見ユ)チイフ又別段ニ其結成シタル  
約束ノ「プル」ウ、リテラル(證書ナリペノ部五一)チイフ  
又「コン」トラ「チ」分テバ「コン」ウ「ン」シ「オ」ソ「ト」「オ」ブリガシ「オ」  
ソ(義務ナリオノ部一)ト「二」トナルナリ  
〔参照〕契約及ヒ合意ノ種類ハ(民一一〇一以下、必要ノ條  
件ハ(民一一〇八、義務ノ効力ハ(民一一三四以下、  
コンウ「ン」シ「ウ」オン

Convention.

合意

〔本義〕羅甸ノ「コン」ウ「ニ」レ「ユ」リ出ツ「コン」ウ「ニ」レ「ハ」  
「コム」ト  
「ウ」コレ「ト」合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ウ」ニレ  
ハ「來ル」ノ義即チ「コン」ウ「ニ」レ「ハ」  
「二」ツノモノ、一ノ場所  
ヘ集合スルノ意

〔釋解〕「コンウァンシオン」ハ雙方ノ間ニ法律上ノ結束ヲ生  
 シ「コントラ」ハ其約束ヲ完全シ又其證據ト爲リテ約束  
 ノ執行ヲ慥ニスルモノニテ則「オブリガシオン」ハ「コン  
 ウァンシオン」又「コントラ」ノ結果ナリ○ムーロン「コント  
 ラ」ハ「コンウァンシオン」中ノ一種ナリ故ニ「コントラ」ノ何  
 モノタルヲ知ラント要セハ先ツ「コンウァンシオン」ノ何  
 モノタルヲ知ラサルヘカラス「コンウァンシオン」トハ法  
 律上ノ效ヲ生セシムル爲メニ雙方ノ意思相ヒ合スル  
 ノ謂ヒナリ其法律上ノ效トハ未タ有ラサルノ義務ヲ  
 成立シ既ニ有ルノ義務ヲ消滅シ所有權ヲ移轉スルコ  
 チイフ然レハ何ノ時ニ於テ「コンウァンシオン」ハ「コント  
 ラ」ノ名ヲ生スルヤ曰ク民法千百一條ニイヘルカ如ク



一個若クハ數個ノ義務ヲ生スル「コンウァンシオン」ヲ「コントラ」トス今二語ノ用方ヲ妥當ナラシメシメニハ唯義務ノミチ生シ又ハ義務ヲ生シ併セテ所有權ヲ移ストキノ「コンウァンシオン」ハ之ヲ「コントラ」トイヒ義務ヲ消滅シ又ハ變換スルトキハ之ヲ「コンウァンシオン」トイフヘシ然レ民法千百一條ニ於テハ「コントラ」ハ「コンウァンシオン」ノ一種タルノ意ヲ明ニ區別シ又他條ニ於テ其區別ヲ紊ル即チ第千百一條ニテハ「コントラ」ヲ呼ンテ「コンウァンシオン」トイヒ又時トシテハ「コンウァンシオン」トイフヘキモノヲ「コントラ」ト呼ヘリ又其濫用ノ甚シキニ至リテハ「オブリガシオン」ト其之ヲ生セシメタル「コントラ」トヲ混淆シ又「コントラ」ト其「コントラ」ヲ證明

Contravention.

スル書付トチ混淆スルヲ數々之レ有ルナリ

コントラヴァンション

違警罪

〔本義〕羅甸ノ「コントラウニレ」ヨリ出ツ「コントラウニレ」ハ「コントラ」ト「ウニレ」ト合成シタルモノニテ「コントラ」ハ「反對シテ」ノ義「ウニレ」ハ「來ル」ノ義「コントラウニレ」ハ即チ「行クヘキ道ニ反シテ行ク」ノ意ナリ

〔釋解〕違警罪裁判所ノ「ルツル」(區域ナリエルノ部四二)中ニ入ルノ罪科ノ名ナリ

〔參照〕違警罪ノ解ハ(刑)一、其證明ハ(治)三、其裁判官ハ(治)一三八以下、一六一、一六六、其刑ハ(刑)四六四以下、

コントルバンド

Contrebande.

### 越關漏稅

〔本義〕伊太利ノ「コントラバンド」ヨリ出ツ「コントラバンド」ハ「コントラ」ト「バンド」ト合成シタルモノニテ「コントラ」ハ「反對」シテ「ノ義」ハ「バンド」ハ「廣告」「命令」又「法律」ナリ

〔釋解〕稅關ヲ詐リテ爲シタル商品ノ賣買及ヒ運輸ヲイフ○バシッレ此語ハ輸出入ヲ禁シタル商品ヲ詐欺ヲ以テ竊ニ輸出入シ又稅ヲ拂フヘキ物品ヲ稅ヲ拂ハスシテ竊ニ輸出入スルヲ「チイフ」又國內ニテ關稅拂濟免許及ヒ運送免許證ナキハ運輸スルヲ得サル商品ヲ其免許ナクシテ運輸スルヲ「チイフ」○リトレ此語廣ク之ヲ用ヰルハ國禁ノ物品ヲ商賣スルヲ「チイヒ」又特別ノ意味ニテハ關稅ヲ拂ハスシテ國禁ノ商品ヲ竊ニ國

内ニ輸入スルヲチャイフ

Contrefacon.

コントルファソン

偽造

コントルファクシオン

Contrefaction.

贋造

〔本義〕「コントルファソン」ハ「コントルト」ト「ファソン」ト合成シタルモノニテ「コントル」ハ「反対シテ」ノ義「ファソン」ハ「フェル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシテ「フェル」ハ「爲ス」ノ義今「ファソン」ハ「爲ス」ノ義「コントルファクシオン」モ「コントルフェルト」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシテ「コントルト」ト「フェルト」ト合成シテ語ナリ

〔釋解〕眞ノ所有者ノ損害トナルヘキ詐偽ヲ以テ其物ヲ

〔釋解〕眞ノ所有者ノ損害トナルヘキ詐僞ヲ以テ其物ヲ

贋セルコトナイフ「コントルファクシオン」ハ形ニ就テ贋セル  
ルコトニ限リテ用ヰル故ニ著述物ノ僞造ニ就キテハ「コ  
ントルフアソン」トイヒ國璽ノ僞造ニ就キテハ「コントル  
ファクシオン」トイフ○リトレ「コントルファクシオン」ハ文學藝  
術工藝上ノ製作ニ付キ其作者又ハ其發明者ヲ害シ僞  
造スルヲイフ即チ書籍、圖畫、製造品及ヒ製造品ノ極印  
ヲ僞造スル如キ是レナリ「コントルファクシオン」ハ人ヲ  
欺ク爲メニ通用證券金銀貨幣及ヒ政府ノ印形ヲ贋造  
スルコトナリ此二語其語尾一ハ「ファクシオン」トイヒ一ハ「ファク  
シオン」トイヘル其本ハ異ナルコトナシ然ルニ慣用ニテ一  
ハ唯文學藝術工藝ノ製作ニ就キテイヒ一ハ詐欺ヲ以  
テ爲シタル總テノ贋造ノ種類ニ就キテイフ

〔参照〕第一、藝術又ハ文學ニ付テハ千七百九十三年七月十九日ノ法律、刑罰ハ(刑)四二五以下、第二、工業ニ付テハ千八百四十四年七月五日ノ法律、第三、國璽銀行手形、通用手形、印形、印紙ニ付テハ(治)五、六、(刑)一三九以下、

コントル、レトル

Contre lettre.

反證證書

〔本義〕「コントル、レトル」ハ「コントル」ト「レトル」ト合成シタルモノニテ「コントル」ハ「反對シテ」ノ義「レトル」ハ「書狀」ナリ今「コントルレトル」ハ即チ「初メノ書面ニ反スル書面」チイフ

〔釋解〕證書面ニハ陽ハニ約束スルモ其實之チ成立セシメ之チ執行スルヲチ欲セサルカ故ニ其約束ノ箇條チ

Contribution.

取消ス爲メ別ニ爲リタル内密ノ證書ヲイフ  
〔参照〕契約ハ(民)一一六五、一三二一、夫婦財産契約ハ(民)一  
三九四以下、

コントリビュション

割付

税

〔本義〕「コントリビュエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ  
「コントリビュエ」ハ羅甸ノ「コントリビュエ」ヨリ出ツ「コン  
トリビュエ」ハ「コム」ト「トリビュエ」ト合成シタルモノニ  
テ「コム」ハ前詞ナリ「トリビュエ」ハ「與フル」ノ義「コントリ  
ビュエ」ハ即チ「己」ノ部分ヲ拂ヒ與フルノ意ナリ  
〔釋解〕共ニ負フ所ノ義務又ハ共ニ得ル所ノ利益ヲ同關

係者ノ間ニ分ツコトナイフ若シ負債ヲ辨濟スルニ負債主ノ財産不足スルハ之ヲ賣リ其價ヲ以テ書入ノ權又先取特權ヲ有セサル所ノ同一ナル名義ノ各債主ニ「コントリビツシオン」ニ依テ「ヂストリビツシオン」(分與ナリ)デノ部五三ヲ爲ス○パシツレ人民各自公ケノ費用ノ爲メニ負擔スル所ノ税ナリ又和談或ハ裁判ニ依テ一人ノ財産ヲ其各債主ノ權利ニ比較シテ割付ルコトナリ裁判ヲ以テ割付ヲ爲ス時ニ循フヘキ法式ハ訴訟法ニ記載セリ又其他「コントリビツシオン」ニ二ツノ用方アリ第一、一ノ相續ニ付キ之ヲ受ルモノ數人アリ各其受クヘキ高ニ比較シ相續中ニ在ル負債ヲ拂フ時其各自ノ拂フヘキ部分ヲイフ第二、一ノ船舶ノ所有者ト其荷主ト



第一ノ船舶ノ所有者ト其荷主ト

共ニ受クヘキ「アウアリ」(運輸損害ナリアノ部九七)ト爲ル  
損失ノ爲メニ拂フヘキ金高チ其所有者ト其荷主トノ  
間ニ割付ルチイフ

〔参照〕民事ハ(民)二〇九三、(訴)六五六以下、(入費表)九五以下、  
拿住ハ(訴)五七九、未收穫物拿住ハ(訴)六三五、年金ハ(訴)六  
五五、商事ニ付キ分散ハ(商)五四八、五六五、船艦拿住ハ(商)  
二一四、

Contumace.

コソテイユマズ  
押去末司  
キユーム  
救模  
クイウ  
唄

缺席

〔本義〕羅甸ノ「コンチマシア」ヨリ出ツ「コンチマシア」ハ「コ  
ンチマクス」ヨリ出ツ「コンチマクス」ハ「コム」ト「チツメレ」ト  
合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「チツメレ」ハ「傲慢ノ

增長スルノ義「コンチツマクス」ハ「傲慢ナル」ノ義「コンチツマ  
シ」ハ「頑固ナル抵抗」又「不恭順」ノ義

〔釋解〕呼出狀ヲ受ケタル訴訟人ノ出席セサルヲチイフ

但シ此語ハ重罪ニ就テノミ用井ルモノナリ○「按」民事

又ハ懲治罪ニ就テハ「デフォルト」イフ（バシツレニ據ル）○ダ

ローズ「アキツザシオン」（公訴ナリアノ部一九）ニ付セラレ

タル犯者ニシテ其指定ノ日限中ニ出席セサルモノ、

身分チイフ又一旦逮捕セラレ未タ裁判ヲ受ケサル前

ニ破牢シタル人ノ身分チモイフ

〔参照〕起訴及ヒ刑ノ申渡ハ（治）二四四、四六五以下、六四一

以下、准死ハ（民）二七ヨリ三一迄、

コンチツマクス

Continuax.

決第

缺席者

〔本義〕同上

〔釋解〕呼出狀ヲ受ケ出席セサル重罪ノ被告人ヲイフ缺  
席者タルノ言渡ヲ受クルト雖モ其刑ノ未タ時効ニ由  
テ消滅セサル内ハ之ヲ取消スルヲ得

コンヴァンション

Convention.

合意

〔本義〕本部八四「コントラー」ノ所ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

コンヴェルション

Conversion.

變易

〔本義〕羅甸ノ「コンウエルテレ」ヨリ出ツ「コンウエルテレ」ハ「コム」ト「ウエルテレ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「ウエルテレ」ハ「向キ換ユル」ノ義「コンウエルテレ」ハ即チ「一物ノ變シテ他物ト爲ル」ノ義

〔釋解〕總ベテノ變化ナリ例へハ裁判所ニ於テ賣却スル爲メ不動産ヲ拿住シタルトキ訴訟人ハ其賣却ヲ和談ノ賣却ニ「コンウエルシオン」セシテ願フヲ得○リトレ所爲又ハ訴訟手續ノ變更ナリ例へハ通常ノ義務ヲ年金ニ變シ又ハ民事訴訟ヲ刑事訴訟ニ變スル等ノ如キ是ナリ

〔參照〕不動産拿住ハ（訴）七四三、

コンウオル

### 再嫁

〔本義〕「コンウオレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞コテ「コンウオレ」ハ羅甸ノ「コンウオラレ」ヨリ出ツ「コンウオラレ」ハ「コム」ト「ウオラレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ウオラレ」ハ「盜ム」ノ義「コンウオラレ」ハ即チ「重子テ盜ム」ノ意ナリ

〔釋解〕ダロロズ女ノ再ヒ婚姻ヲ爲ス「チイフ

〔參照〕夫婦ハ(民)一四七、二二八、養料ハ(民)二〇六、法律上ノ  
 收益ハ(民)三八六、後見ハ(民)三九五、三九六、三九九、四〇〇、  
 初婚コテ生レタル子コ付テ夫婦間ニ生スル利益ハ(民)  
 一〇九八、法律上夫婦財産共有ハ(民)一四九六、契約上夫  
 婦財産共有ハ(民)一五二七、

コレクシオン

做戒

ドロア、ド、コレクシオン

做戒ノ權

Droit de correction.

〔本義〕コレクシオンハ羅甸ノ「コレゼレ」ヨリ出ツ「コレゼレ」ハ「コレト」リゼレト合成シタルモノニテ「コレ」ハ前詞ナリ「リゼレ」ハ「導ク」又「支配スル」ノ義「コレゼレ」ハ即チ「惡キモノチ善ニ遷ス」ノ義今「コレクシオン」トイヘハ「矯正シテ善ニ遷ラシムル」チイフ「ドロア」ハ「權」ナリ（デノ部六四）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ドロア、ド、コレクシオン」ハ「ピッイサンス、パテル子ル」親ノ權ナリペノ部七二中ノ一ニシテ父母チシテ十分ニ其幼子チ教育セシムルカ爲メ法律ノ與ヘタル權ナリ

Corruption.

リ父母ハ此權ニ由リ其子ノ行狀正シカラサルトキハ  
過チ改メ善ニ遷ラシメンカ爲メ若干ノ時間之レチ  
監禁スルコトヲ得

〔參照〕親屬ノ權ハ(民)三七五ヨリ三八三迄、後見人ハ(民)四  
六八、刑事裁判官ハ(刑)六六、

コリウプシオン

汚穢

〔本義〕「コロンブル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ロンブル」ハ羅甸ノ「コロンペレ」ヨリ出ツ「コロンペレ」ハ  
「コム」ト「ロンペレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナ  
リ「ロンペレ」ハ「毀壞スル」ノ義

〔釋解〕「バシッレ」行政司法ヲ論セズ有司屬吏ヲ問ハス其職

務上ニ於テ贈物ヲ受ケ其他ノ約束ヲ承諾シタル時ハ  
 假令ヒ法ヲ枉ズト雖モ「コリプシオン」ノ罪アリトス此  
 罪ノ成立セシニハ左ノ條件具備スルヲ要ス、第一賄賂  
 ヲ收受シ又ハ之レヲ聽許シタル者ノ身分官吏タラシ  
 ヲ、第二賄賂ヲ收受シ若クハ聽許シタルヲ、第三賄賂ヲ  
 收受シ若クハ聽許シテ職務上ノ事ヲ爲シ若クハ爲サ  
 、リシヲ○又贈遺其他ノ約束ヲ以テ官吏ヲ誘惑シ其  
 職務上ノ事ヲ爲シメ若クハ爲サシメサル者ノ罪ヲ  
 モイフ

〔參照〕(刑)一七七以下、

クール、ロウアイアル

王審院

Cour royale.



Cour d'appel.

クール、ダペル

控訴院

〔本義〕「クール」ハ「王宮」ナリ、初メ裁判所ハ王又ハ侯伯ノ宮  
 内ニ在リ故ニ古者大抵裁判所ヲ「クール」トイヘリ方今  
 ハ上等ノ裁判所ニ限リ「クール」ト稱ス「ロウアイアル」ハ「王  
 ノ」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「アペル」ハ「控訴」(アノ部六八)ナリ(口音)  
 「クール、ド、アペル」ハ「クール、ダペル」

〔釋解〕第二級ノ裁判所ニシテ初告裁判所又ハ商法裁判  
 所ノ裁判ニ服セサルモ其控訴ヲ「デル」ニエ、ルソル(終審  
 ナリ)デノ部三三ニテ裁判スル所ナリ現今ハ之ヲ「ク  
 ル、ダペル」(控訴院)トイフ

〔參照〕第一諸規則ハ一千八百十年四月廿日ノ法律、第二

民事及ヒ商事管轄又判斷人ノ判斷ノ控訴ハ(訴)一〇一〇、一〇二三、(商)五二、六三、初告裁判所ノ裁判控訴ハ(訴)四四三以下、商法裁判所ノ裁判控訴ハ(商)六四五以下、第三刑事管轄重罪取調局ハ(治)二一七以下重罪裁判所ハ(治)二五一以下、輕罪裁判所ノ裁判控訴ハ(治)一九九以下、第四民事裁判ノ上告ハ千七百九十年十二月一日ノ法律、刑事ノ上告ハ(治)四一六以下、

ク、ド、アン、アクト

Court d'un acte.

證書料

〔本義〕「ク」ハ「ク」ト「イ」フ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ク」ト「テ」ハ羅甸ノ「コン」スタレ「ヨリ」出ツ「コン」スタレ「ハ」コ「ム」ト「ス」タレ「ト」合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ス

タレハ止リ居ルノ義今「ク」テハ「價スル」ノ義ナリ「ド」ハ  
「ノ」ナリアンハ冠詞ナリ「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）  
（口音）「ク」、ダン、アクト  
〔釋解〕證書ノ代價即チ證書ヲ得ル爲メニ拂フヘキ金高  
ナリ

〔參照〕〔訴〕六七、

Loyaux couts.

ロアイヨ、ク  
正當入費

〔本義〕「ロアイヨ」ハ羅甸ノ「レガリス」ヨリ出ツ「レガリス」  
ハ「レクス」若クハ「レヂス」ヨリ出テシモノナラン「レクス」  
「レヂス」共ニ「法」ナリ「レガリス」ハ即チ「法」ニ適スルノ義今  
「ロアイヨ」ハ「法律」ニテ要スル條件ヲ具ヘタルノ意

〔釋解〕「按」公證人ノ謝金、書付ノ費用、登記ノ費用、所有權ノ轉移稅等ノ如キ正當ノ費用ヲイフ（ムーロンニ據ル）  
〔參照〕書面料ハ（訴）六七、正當入費ハ（民）一六三〇、一六七  
三

九七

Créancier.

クレアンシエ  
人權者

Créanciers ordinaires.

クレアンシエ、オルヂ子ル  
通常<sub>ラ</sub>人權者

Créanciers chirographés.

クレアンシエ、キログラフェル  
手記證書人權者

Créanciers privilégiés.

クレアンシエ、プリウイレジエ  
特權<sub>ラ</sub>人權者

Créanciers hypothécaire.

クレアンシエ、イポテケル  
書入質人権者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「クレアンス」ヨリ出ツ「クレアンス」ハ「人権」ナリ「オルヂ子ル」ハ通常ノ義「キログラフェル」ハ「手記」ナリ（本部二四）「プリウイレシエ」ハ「特權」ノノ義（ペノ部五）五「プリウイレシ」參看「イポテケル」ハ「書入質」ノノ義（「アシ」ノ部八「イポテク」參看）

〔釋解〕「クレアンシエ」ハ人ニ係リテ行フ權利ヲ有スル人ヲイフ「クレアンシエ、オルヂ子ル」ハ先取特權又ハ書入質ノ權ヲ有セサル通常ノ人権者ナリ「クレアンシエ、キログラフェル」ハ本部二四「キログラフェル」ノ處ニ見ユクレアンシエ、プリウイレシエ」ハ他ノ人権者ニ先チテ辨濟ヲ

受クヘキ權利ヲ有スル人ヲイフ例ヘハ甲ヨリ乙ニ不  
 動産ヲ賣リ未タ其價ヲ受取サルニ乙又之レヲ丙ニ賣  
 却スル時ハ其不動産ニ就キテノ先取特權ノ人權者ハ  
 即チ甲ナルガ如キ是ナリ「クレアンシエ、イボテケル」ハ  
 不動産書入ノ抵當ヲ有スル人權者ヲイフ  
 [参照]概則ハ(民)八八二、一一三四、一一四四、一一四五、一一  
 六六、一一六七、二〇九二、二一〇三、二二〇四、二二〇五、(訴)  
 五五七、五五八、

クレヂ

信用

取分

Crédit.

(本義)羅甸ノ「クレヂレ」ヨリ出ツ「クレヂレ」ハ「思フ」又「信ス

ル」ノ義「クレヂ」ハ「信用」ナリ  
〔釋解〕計算上ノ一部分ニシテ人權ニ屬スルモノ即チ計  
算ノ「アクヂフ」(權利ニ屬スル部分ナリアノ部二八)ナリ  
○リトレ「クレヂ」ニ數個ノ義アリ、第一我ヨリ他人ノ資  
力ノ上ニ置ク信用ナリ故ニ「クレヂ」ハ商賣ノ精神ナリ  
トイヘリ、第二人權者ヨリ其負債者ニ與ヘタル期限ナ  
リ例ヘハ「クレヂ」ニテ商品ヲ賣買スルトイフカ如キ場  
合ニ於テハ直チニ代價ヲ受取ラヌシテ賣買スルコト  
ナリ第三ハ銀行又ハ商人ノ家ニテ或ル他ノ人ノ使用  
ノ爲メニ備ヘタル金高ナリ、第四ハ計算簿ノ右傍ノ紙  
面ニテ其上ニ「アウアル」(有スルノ意)ノ語ヲ題シ他ヨリ  
取ルヘキ金高及ヒ既ニ受取タル金高ヲ記スル處チイ

フ是レ「デビ」(デノ部三)ニ對スルモノナリ「デビ」モ亦計算ノ一部分ニテ他ニ供給シ他ニ拂ヒタル物件金高ヲ記スル處ヲイフ語ナリ、第五ハ相場所ニ於テ或ル手形ノ有スル信用ナリ例ヘハ某商會ノ手形ハ「クレヂ」ヲ得タリトイフガ如キ是ナリ

ウアント、ア、クレヂ

Vente à crédit.

貰買

〔本義〕「ウアント」ハ「賣却」ナリ(ウエノ部五)「ア」ハ「ニ」ナリ〔釋解〕リトレ賣主即時ニ物ノ價ヲ取ラスシテ賣却スルヲチイフ

〔參照〕(刑)四〇五、

クリエ



Crise.

喊價 喊賣

〔本義〕「クリエトイフ」働詞ノ過去分詞ノ變シタル名詞ニシテ「クリエハ」叫フノ義

〔釋解〕「アンセル」(拍賣ナリエノ部一五)ニ付スル「ナリウ」(ウアント)ハ賣却ナリウエノ部五「オ」ハ「ニ」ナリトイヘハ「アンセル」ニテ爲ス賣却ナリ○「バシ」レ「ク」リエハ賣却ニ付シタル物品ノ「アシ」ヂカシオン(競賣ナリアノ部三四)ノ方法ノ一ニシテ「アンセル」ヲ爲ストキ  
喊價人高聲ニテ價ヲ呼フ「チイフ」

クリム

重罪

Crime.

〔本義〕希臘ノ「クリマ」ヨリ出ツ「クリマ」ハ「クリマ」子イソ「ヨリ」出ツ「クリマ」子イソ「ハ」本ト「裁判スル」ノ義「クリマ」ハ「裁判」ノ義ナリ今「裁判セラレタル犯罪」ノ意ニ用井ル

〔釋解〕「クルール、ダシズ」(會審院ナリアノ部八五)ニ於テ「裁判シ」施體加辱ノ刑ヲ以テ罰スヘキ犯罪ナリ「クリム」ハ「テリ」(輕罪ナリデノ部二三)又ハ「コントラウァンシオン」(違警罪ナリ本部八四)ニ對スル語ナリ

〔參照〕(刑)一、二、七五、二九五、三八九、(治)五以下、一六、八三、

クリミナリテ

### 罪狀

〔本義〕「キッルパビリテ」本部一〇四ノ處ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔参照〕同上

クロア、デアニモー

獸子

1011 Croit des animaux.

〔本義〕「クロアトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「クロアトル」ハ「増ス」ノ義「クロア」ハ「増殖」ナリ「デア」ハ「ノ」ナリ「アニモ」ハ「羅甸」ノ「アニマ」ヨリ出ツ「アニマ」ハ「生命」又「靈魂」ナリ今「アニモ」ハ「活物」ノ總稱トス

〔釋解〕新タニ生レタル畜類ノ子ヲ「クロアトル」トイフ此ヲ「クロアトル」トイフハ新タニ子ノ生ル、ハ即チ獸群ノ頭數ヲ増スモノナレハナリ

〔参照〕附着ハ(民)五四七、土地家屋賃貸ハ(民)一七一、畜類賃貸ハ本部二四「シツテル」ヲ見ルヘシ、收實權ハ(民)六一六、

クリウ

評價外増價

I O H I  
Crue.

〔本義〕「ク ロ ア ト ル」ト イ フ 働 詞 ノ 過 去 分 詞 ノ 變 シ テ 名 詞  
ト 爲 リ タ ル モ ノ ニ テ 「ク ロ ア ト ル」ハ 「増 ス」ノ 義  
〔釋 解〕物 品 ノ 評 價 ガ 正 價 ヨ リ モ 低 價 ナ ル 時 其 評 價 チ 更  
ニ 増 價 ス ル コ ナ リ 故 ニ 「ク リ ッ」ナ ク 評 價 ス ル ト イ ヘ ハ 直  
チ ニ 正 價 チ 定 ム ル コ ナ リ ○ ム ー ロ ン (相 續 篇 第 八 百 廿  
五 條 ノ 附 言) 千 五 百 六 十 六 年 二 月 顯 理 二 世 ノ 命 令 ニ 評  
價 チ 爲 シ タ ル 動 産 チ 賣 却 ス ル ニ 當 リ 其 動 産 ノ 價 ガ 評  
價 ノ 高 ニ 至 ラ サ ル 時 ハ 評 價 人 己 レ カ 評 價 ノ 高 チ 以 テ  
其 動 産 チ 買 ヒ 取 ル ヘ シ ト 故 ニ 評 價 人 ハ 自 ラ 其 動 産 ノ  
正 價 ヨ リ モ 低 ク 評 價 ス ル ノ 弊 チ 生 シ タ リ 故 ニ 其 弊 チ

奇  
ノ  
カ  
爲  
メ  
ニ  
平  
價  
外  
ノ  
高  
チ  
附  
加  
ス  
ル  
ノ  
慣  
習  
チ  
爲  
セ

矯メシカ爲メニ評價外ノ高チ附加スルノ慣習チ爲セ  
リ然レ今ハ評價人其評價高チ以テ買ヒ取ルノ義務ナ  
キチ以テ此ノ慣習ハ自ラ廢レタリ

〔参照〕分配ハ(民)八二五、財産醜集ハ(民)八六八、

キウルパビリテ

罪本

〔本義〕羅甸ノ「キウルパビリス」ヨリ出ツ「キウルパビリス」ハ「罪  
有ル」ノ義

〔釋解〕「キウルパビリテ」ハ刑法ニ於テ罰スヘキ所爲ニテ即  
チ人チ害スルノ意アリテ惡事チ爲シタルニ因リ有罪  
ナリト訴ヘラレタル人ノ上ニ被ラシムルモノナリ○  
〔按〕一ノ惡事チ爲シタルヲアラシムルニ其所爲ハ固ヨリ刑

法ノ罰スル所タリ其惡事ヲ爲シタルノ人ハ必ス幾分  
 カ其本部ヲ闕キ義務ヲ行ハサルノ「フオート」(過失ナリ  
 エフノ部四)アルナリ其「フオート」ハ即チ「キツパ  
 ビリテ」ト  
 爲ルナリ(オルトラノニ據ル)○バシツレ所爲ノ性質ヲ形  
 容スル「ク」リミナリテニ對スル語ニシテ即チ犯者ニノ  
 ミ就テ用ヰルモノナリ而シテ「キツル」パビリテハ罪ヲ犯シ  
 タル人ノ意思上ニ在ルモノナリ故ニ罰スヘキ所爲ア  
 リト雖モ若シ喪心者又ハ幼者ニシテ惡意ナシ之ヲ爲  
 シタルキハ之カ爲メニ害ヲ被リタル者ハ民事上ノ損  
 害ノ訴ヲ爲ス「ト」チ得ヘシト雖モ刑法上ニ於テハ之レ  
 チ罰スヘキノ罪ナキナリ

クリミナリテ

Criminalité.

罪状

罪狀

〔本義〕「ク」リム（本部一〇〇）ニ同シ今「罪」スヘキ「ク」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕罰スヘキ所爲ナリト爲シタル其所爲ニ就キテイフ先ツ所爲ノ「ク」リミナリテノ有無ヲ審察シ後チ犯人ノ「キ」ツルパビリデノ有無ヲ申述ルハ陪審官ノ務メナリ  
○「按」一ノ所爲アリ其所爲刑法ニ罰スル所ノモノタルキハ則チ此所爲ニハ「ク」リミナリテアリ故ニ「ク」リミナリテハ罰スヘキ事柄ノ「カ」リテ（身分ナリキツノ部一）ナリ  
（リトレニ據ル）  
〔參照〕有罪ハ（治）三四二、三四七、三四八、三六二、

キウミウル

集合

〔本書〕「キツミツレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「キツミツレ」ハ羅甸ノ「キツミツラレ」ヨリ出ツ「キツミツラレ」ハ「集メテ一ト爲ス」ノ義

〔釋解〕累サヌルヲ又集ムルヲノ義ナリ普通ノ語ニテハ一人ニテ數多ノ職務ヲ集合シ又數多ノ給料ヲ收取スルヲイフ法律語ニ於テモ亦此「キツミツル」ノ語ヲ用井ル民事ニ於テハ「ポセソアル」〔占有〕ナリペノ部三四ト「ベチトアル」〔根柢訴〕ナリペノ部二四トノ「キツミツル」ヲ許サス即チ不動産ノ占有ヲ得テ一年以上利得ヲ收メ來リタル時其占有ヲ平穩ニ保タントスルノ訴ト同時ニ其不動産ノ所有權ヲ要求スルノ訴トチ爲スチ許サス又「オポ



シシオン(故障ナリオノ部八)ト「アペル」(控訴ナリアノ部  
六八)トノ「キツミツル」ヲ許サズ即チ闕席裁判ノ故障期限内  
ニハ其件ニ就キ控訴スルヲ得ズ刑事ニ於テハ千七百  
九十一年以後刑ノ「キツミツル」ヲ爲サズ即チ數罪俱發スト  
雖モ數罪ノ刑ヲ悉ク併科セズ唯一ノ重キニ從テ論ス  
ルノミ然レモ獵又ハ郵便税則ニ於ル如キ特別法ニ係  
ル犯罪ニハ其犯罪ノ罰金ノ「キツミツル」ヲ爲シ數罪ノ罰金  
ヲ併科ス又「パタン」ト(營業税ナリ)ニ就テハ一人ニシテ  
數箇ノ工藝又ハ數箇ノ商賣ヲ營ムト雖モ其最モ重キ  
モノニ就キ一ノ「パタン」ヲ拂フノミニテ其「キツミツル」ヲ  
爲スヲナシ

〔參照〕占有ト根柢訴トノ集合ハ(訴)二五、手形賣買世話役

ト商業世話役トノ職務ノ集合ハ(商)八一、九三六、

Curatelle.

キウラテル

管財

キウラツール

Curateur.

管財人

〔本義〕「キウラツール」ハ羅甸ノ「キウラレ」ヨリ出ツ「キウラレ」ハ「世  
話ヲ爲ス」ノ義「キウラツール」ハ即チ「世話ヲ爲ス人」チイフ

「キウラテル」ハ「キウラツール」ノ語尾ヲ變セシモノニテ「キウラ  
ツール」ノ「職務」ノ義ナリ

〔釋解〕「キウラツール」ハ自身ニテ財産又ハ其家政ヲ支配ス  
ルノ能力ヲ有セサル人ノ利益ノ爲メニ世話スル人ヲ  
「キウラツール」トイヒ其職務ヲ「キウラテル」トイフ故ニ其無

能力者ノ所爲ハ「キツラツール」ノ允許ヲ經ルニ非レハ其  
效ナシ又時トシテ「キツラツール」ハ後見人ノ如ク無能力  
者ノ利益ノ爲メニ眞ノ「ルプレザンダン」(代理ナリエル  
ノ部二七「ルプレザンダン」オ「ルプレザンダン」ト爲ルコトアリ  
〔参照〕第一一般ノ管財人ニ付キ通知ハ(訴)八三ノ六項、勸  
解ハ(訴)四九、民事禁錮ハ(訴)一二六ノ二項、入費ハ(訴)一三  
二、假執行ハ(訴)一三五ノ六項、第二異種ノ管財人ニ付キ  
民事ニ於テ目錄相續ノ管財人ハ(訴)九九六、書入質ハ(民)  
二一七四、幼年者後見ヲ免ル、事ハ(民)一七四、一七五、四  
八〇、四八二、九三五、九四〇、(訴)九一〇、啞ノ事ハ(民)九三六、  
相續人不在ノ遺物相續ハ(民)八一、八一、八一二、母後見ヲナ  
スコトハ(民)三九六、刑事ニ付キ刑人ノ管財人ハ(刑)二九、三

○、准死ノ管財人ハ(民)二五、刑人ノ記録ハ(治)四四七、